

政治原論

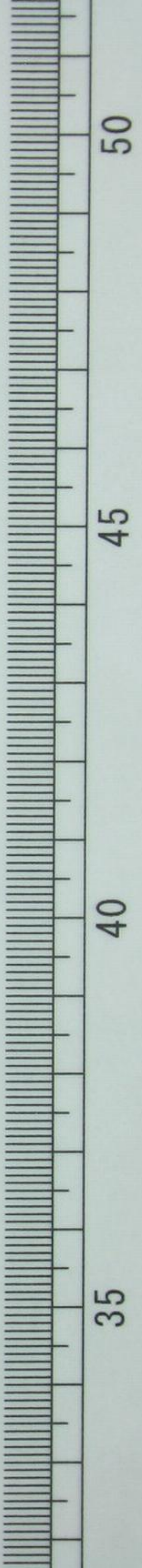
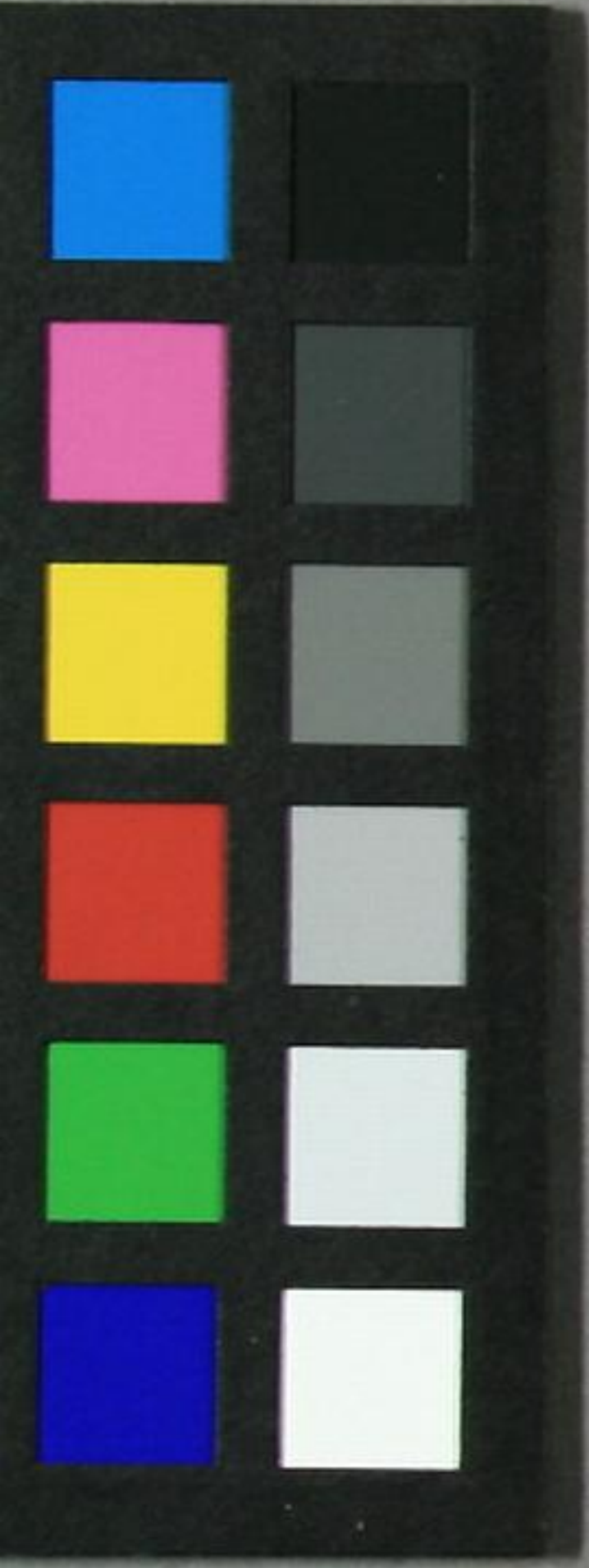
中卷

特別

14

1919

658



特  
 14  
 1919  
 45  
 留  
 227  
 5  
 特  
 3584  
 12

政治原論中卷

第九章 憲法を汎論す

四十字、字毎一字明



憲法とは何ぞや○憲法に積成、成定の二種あり○其得失を論す○制定法の積成法に優る所以○何れの国の憲法と終に成曲ならざるを得ざる所以○憲法の效益を發揚するは其治下人民の精神氣法に關す○憲を維持するの要訣

前章に於て各種の政体を論窮し終に至善の政体の立憲政体なることを明せり而して今や章を逐ふて立憲政体の諸機關と其作用を詳論するに當り先づ憲法の何物たるやを略論す可し夫れ憲法といふ英語の「コンスチテューション」を義譯せる者にして「コンスチテューション」といふ元來組立と謂ふの義なり之れを國家に應用するときは即ち國の組織法と云ふの義に外ならず而して凡そ何れの處と雖も既に國を建る以上の

憲法といふ何んぞや

憲法汎論す

其廣き意

近世所謂憲法の意義

憲法の政府人民の約束なり

憲法に積成制定の二種あり  
二種の別

必らず其組織の法なきはあらず此の解釋に従へば國あれば即ち憲法ありと謂ふて不可なきなり然れども近世の所謂ゆる憲法なる者の其義大に異なれり今簡約之れを云へば一人一人と一國との關係一個人と政府との關係を規定し又た政府を組織する種々の部分との關係を規定し以て官民の分限を定め以て主治者の暴政非治を防禦し被治者の安堵を謀るの法典則ち之れなり此解に由るときは憲法の政府人民の約束なることを知るべく又た憲法存立の國ありては人民の自由權利保全せらるることを見るべし近世の所謂ゆる憲法は即ち此義に由るなり

扱て憲法は二種あり即ち積成憲法キユーミューレチング、コンステテユーション、制定憲法エナクテッド、コンステテユーション  
憲法を成文憲法と謂ふ然れども成文不文の二語は僅かに區別の一之れ也而

制定憲法の種々の名義

制定憲法の便

て積成憲法といふ英國の憲法に於ける如く敢て一部憲法と題する法典あるに非ず政治組織に關する法律制度習慣等の古來傳へる者を總稱する者にして制定憲法といふ米國其他の國の憲法に於ける如く政治組織に關する法律制度を編纂し之れを一部の法典と爲せる者若くは從來の諸條規に關せず新たに全部を制定し之れに命するに特に憲法の名稱を以てする者を謂ふ即ち制定憲法の体裁は尋常の法律と異なる所なり而して新たに制定する場合に於ては其制定者に由りて種々の名義を附する者あり即ち帝王の親ら之れを制定する時之れを欽定憲法と謂ひ君民高議して之れを制定する時は約定憲法と謂ひ人民の制定に掲げる時之れを民定憲法と謂ふか如し然れども其制定憲法たるや即ち一なり只た夫れ編制して一部の法典をなす故に人をして一目其範圍を諒解せしむるの便あり之れに反して積成の憲法に至りては明

積成憲法の不便



文法律の之れ原素たる者なきにあらざると雖も單に無形の習慣に止まる者尠からず故に其範圍の實に渺漠として幾んど際涯を知る可らざる者あり今讀者をして其の原素の甚だ繁雜なるを知らしめんか爲め英國憲法の原素を左に掲ぐべし英の法家亞モス其著書英國憲法の首端より曰く、

英國憲法の要素

其一

英國の憲法を詳かに知らんと欲せば只だに現行の法規を知るのみを以て足れりとする可らず又た左の數種の先例を熟知せざるを得ず、  
(第一)國家の危急存亡の際に君民の間を締結せる約定書及び之れに關する文書例へば大條約書(註)王英「暴虐無道」貴族士庶大に苦しむに合縦王に逼り六十三條の誓約を爲さ

其二

しめたり是れ即ち大誓約なり、及び該條約を確固ならしめんが爲め制定したる數種の條約書及び其増補條約書權利請願書(註)「查ルス」二世無道庶民之に苦しむ是に於て貴族士民連署し弊政を正して古の大條約普に基き自由の權利を確保せんことを及ぶ及び權利布告(註)「查ルス」二世無道庶民之に苦しむ是に於て貴族士民連署し弊政を正して古の大條約普に基き自由の權利を確保せんことを及ぶ

其三

(第二)成法例へば護身律及び其の増補權利條例(註)「查ルス」二世無道庶民之に苦しむ是に於て貴族士民連署し弊政を正して古の大條約普に基き自由の權利を確保せんことを及ぶの條約書及び其増補條約書權利請願書(註)「查ルス」二世無道庶民之に苦しむ是に於て貴族士民連署し弊政を正して古の大條約普に基き自由の權利を確保せんことを及ぶ

其四

例とすべき裁判判決例へば陪審の權利、皇帝の特權、兩院及び其議員の特權、警察官の權利義務に就きての裁判判決の類、(第四)兩院委員の報告書國會の慣例を記載したる書、兩院の論議、筆記、報告の書類、

以上擧ぐる所の之にても英國憲法の原素の甚だ繁雜なるを見る可し況んや之れを外にして何等の書類を搜索するも決して見るを得可らざる無形の習慣甚だ多きに於ておや讀者に推して以て積成憲法の範

二種の得失を論ず

制定法を非難するの論

國の甚だ漠然たるを諒すべき也

二種の憲法の區別の夫れ如斯而して其得失に就ての議論甚だ區々なり或の制定憲法の自然に起りたる者にあらざるを難して曰く制定憲法を設くるの恰かも一家の主人が家務を整理する爲め故らに規則を紙上に大書し之れを子孫に遵守せしむると異なるや抑々一家を整理するは自ら習慣によりて成れ家法の備はる者あり必しも規則を設くるを要せざるにあらずや今主治者と被治者の關係の尙ほ家長と家族の關係の如し之れを規するの法律習慣の一國必らず之れを備ふべし而して苟くも其法律習慣にして治者被治者を規するに足るの力を有せば之れを成文にせざるも尙ほ行はるべし若し之れを反して其力を欠く者ならば設令之れを紙筆に托し一部の法律と爲すも又行はる可らず何んぞ必らずしも成文と爲すを要せんやと蓋し此議論

其妄を辨す

制定法の積成法に優る所以

實

を爲す者の一國と一家の間に大小廣狹の差別あるを知らざる者なり、今若し一家に於ても親族益々増加し分れて數十戸となり若しくは一部落を爲すに當りての豫め規則を紙筆に托し以て親族間の紛紜を防制すること必用となるべし況んや一國の大に於てや且つ夫れ一個人と一國との關係の父子の關係にあらず又親族の關係にあらず皆な法律上の關係なり偏に道德の制裁にのみ依頼するの迂の極めて迂ある者と謂はざる可らず余の寧ろ積成憲法を變じて制定憲法となすの可なるを信ず蓋し制定憲法の積成憲法に優る所以の其明瞭確なるを以てなり即ち治者と被治者の造次頓沛にも憲法の條款に照し此措置他の權限を侵さざる歟彼の措施我が權利を害せざる歟と容易に兩者の關係を明らかに得ればなり今夫れ積成憲法の原素にして英國の如く爾かく繁縟ならんに治者被治者共に不知不識の間之れに背戻

することならんや夫の英國人民の憲法の原素たるべき各種の法律を遵守すること甚だ厚きが故に敢て弊を見ざるのみ法律に服従するの思想未だ發達せず憲法を重んずるの習慣未だ起らざる所に於て英を學ぶか如く人の憲法に背戻する者續々接踵すべきの蓋し必然ならん而して英國と雖も亦た終に制定憲法に改めざるを得ざるの必用あるが如し友人高田文學士嘗て此事を論じて曰く、

余が英國憲法に關して懐く所の疑點は英國の所謂不文憲法なるもの果して永く不文なるを得可き歟これを成文になすの必用無きかと謂ふことこれなり抑々英國の憲法の不文なりといふと雖も一千六百八十八年以前の制度に敢て不文と云ふ可らず悉く皆な大憲章權利請願等の確定する所たり而して彼の權利半典なるもの名譽革命の時に當りて從來の弊を矯め爾后の制を定めたるも世間政論家

英國憲法も亦た終に制定憲法と爲さる可からず

の謂ふ所立憲政体の特有なる要所の其定むる所にあらざるなり彼の權利法典なるもの大臣責任の制度を定めざるなり内閣更迭の制度を定めざるなり英國の法律の今に至るまで内閣なるものを認めざるなり首相なるものを認めざるなり言を換へて之を云へば英國の政黨政治の行はるる所以の者の權利法典及其他法律が之を定めたる爲にあらす國民力強にして習慣を維持するが爲外らず然る而して余が最も疑惑する要點は英國人民永く習慣として政黨政治を維持し得るや法典を以て之を定むるの必要無きやといふあり試み英國の歴史を緝て觀よ英國の政黨政治なる者は抑も如何にして起因したるか慈オルヂ一世波ノバより招かれて英國に來り言語通せず毫も國情を詳かにせず止を得ずして政治を宰相和ルポールに一任せるに因れるにあらすや而して慈オルヂ二世四世宇井リヤ

第九章 憲法を汎論す

ム四世等皆凡庸の君にして親ら政に當るを好まず、當代の君主の女王にしてまた之を親らするを欲せず、故に波ノバ王統の君主中多少の政務に當るに適し且之に當るを好みたる者皆に慈オルチ三世あるのみ、然而して慈オルチ三世の實に政黨政治の讐敵にして屢ば大臣責任、君主無責任の主義を破りたるの君主なり、因是觀之英國の政黨政治の二百有餘年の實驗を経たるが如しと雖も其實を觀れば君主の暗弱なるも乘り偶然發達したるに過ぎず、偶々干渉を好むの君主に遇へるの時に當りては殆んど將に破れんとせり、若し夫れ未來の時代に於て稚ヤールレス一世再び生き慈エムス二世再び來らば政黨政治の運命岌々乎たりと謂はざる可らず、夫れ習慣の無形なるが故に破るに易く法律の有形なるが故に破るに難し、習慣と法律とを以て相維持するもの之を破らんとするも殆んど能はず、惟ふに英國

習慣の破り  
易く法律の破り  
難し

英民能く  
王者抑壓  
に抗する  
を得たる  
を大憲章  
の爲めなり

の自由制度の遡孫の遺制なり、然れども自由を保護するの制典無きを以て歴代の帝王之を蔑視したる故に英民終に慈オンに迫つて大憲章を出さしめたり、大憲章出たる后英王また制を恣にせるに當りてや人民大憲章を示して其違約を尤めり、慈オンより以降稚ヤール一世の時に至るまで英民能く王者の抑壓に抗するを得たる所以、民力強なるに因ると勿論たりと雖も亦大憲章なる者ありて大義名分明かなるが爲ならずんば、大憲章あるが故に王者の違約者なり、大憲章あらずんば、設令王者制抑壓を行ふも豈約に違ふといふとあらん、稚ヤール一世の末年、長久議院の勢力強大を致し王者を屈服せしめたる所以の理も亦これに同じ、當時稚ヤール一世に於て權利請願を許容し忽ちにして之を破りたること莫りせむ大義の存する所謂れにあるや蓋し識る可らず、當時人民能く王者を壓服

第九章 憲法を汎論す

英國の政  
未だ確乎  
不拔なり  
と謂ふを  
得ず

英國憲章  
法典の國  
家亂れた  
る后始め  
て之を得  
たり

得たる所以のもの、稚ヤールス誓約を破りて、制抑壓を行へるが爲なりと謂はざる可らず、之を要するに英國の政黨政治の未だ以て確乎不拔なりと斷言するを得ず、將來の君主の之れを破らんと欲するもの無きを保たず、故に英國の國會の須らく今の時に當りて近世發達したる習慣を編んで法典とし、以て政黨政治の干城と爲す可きなり、惟みるに英國古來の憲章法典の國家亂れたるの后始めて之を得たり、これ蓋し事を處するの好手段にあらざる可し、英國の政治家の何んぞ既往に徴し將來を慮りて天下安穩の時に當り近世發達習慣の好習慣を編制し英國人民の金科玉條に一枝を副へざる。習の勢力強大なるの英國と雖も尙ほ積成の憲法を變りて制定憲法と爲すの必要あること如斯し、況んや習を固守する能はざる他邦も於てをや、夫れ社會愈々進歩すれば上下の關係又た隨て益々繁雜なら

何れの邦  
の憲法も  
終に成文  
ならざる  
を得ざる  
所以

憲法の效  
益を發揚  
するに其  
治下人民  
の精神氣  
風に關す

法律の二  
格言

ざるを得ず、上下の關係益々繁雜なれば之れが關係を明晰するの必要や益々切なり、意ふは是れ憲法の終に成文ならざるを得ざる所以なり、不文の憲法の之れを成文と爲すの確實に若かず、然りと雖も憲法の固と死物なり之を活用して其效益を全うせしむると否との固より其の治下を棲處する國民の精神氣風に關す、國民若し憲法を尊崇すの徳を有する時に能く之れを利用するを得べしと雖も、若し否らずんば憲法の條款の如何に備へるも只だに徒法たらんのみ、看よ彼の土耳其の如き、一千八百七十六年新に憲法を制定し二局議院を設置することを布告したりと雖も、此の兩議院の僅らに一回開きたるのみにして爾後今日に至るも曾て之れを開きたりと謂ふを聞かざるにあらざるや、是れ豈に土國人民が憲法を奉ずるの徳を有せざるに由らざらんや、是れ主

第九章 憲法汎論す



の際其裁<sup>制</sup>裁を受くるの謂にして若し能く制裁を主治者に加ふる人あらんよの其人こそ即ち主治者たるべければ也亦た法律に廢す可らざる者なり」と云ふも法律の格言也蓋し一旦法律を設けて之れを永久に維續せんことを約し而して其約を履まざるは是れ不良の行爲よあらざる歟被治者の之れに由りて其の服従すべき責を免るゝを得る歟等○問題の是れ道徳上の問題にして法律上の問題にあらず法律上より論する時の法律を制定し得るの人又た之れを廢するを得べし何となれば法律の只だ主治者が之れに觸るゝ者を罰せんと欲するの間に限りて存在し主治者其意旨を變更し最早罰を加ふることを欲せざるときは則ち存在す可らざる者なれなり去れば夫の専制君主か往々被治者に約する所謂憲法なる者の其主治者を律するの條に限り只だに施治の模様を前約したるに止まる者なり其種々大利益あると實際主

憲法の永  
續と否の  
政治者の  
徳義を重  
んとする  
とに在り  
りて存す

憲法を維  
持するの  
要訣

治者の暴政を制するを得るとに拘らず單に法律上より論するときは即ち此の格言あるか故に主治者は何時あても之れに背て可なり又た何時にても之れを變更して可なり而して被治者の道徳を以て咎むることを得るも法律上之れを咎むるを得ざるなり果して然るときは憲法の永續すると否との實に主治者か徳義を重んずると否とに在りて存す若し徳義よりて存せば不文の憲法と雖も久持することを得べく、苟くも徳義にして存するなくんば成文の憲法を設くるも又た頼むに足らざる也、

由是觀之憲法の能く主治者被治者を約し長く國家を益する所以の憲法の善惡如何より寧ろ之れを奉ずる人民の氣風習慣の如何に由ること明らかなるべし而して習慣と氣風と一朝にして能く造り得べき者にあらず只た憲法を久持せんと欲せば之れを制定するの際可成衆

憲法制定の際衆議を容れ人心を満足せしむべき理由へ

議を容れて人心を満足せしめ一旦之を制定したる以上の容易に之れを變更改正せざるにありのみ何を以て制定の際衆議を容れ人心を満足せしむべしと謂ふ乎蓋し衆議を容れず少數の人擅まに之れを制するが如きことある時之れに與らざる者の必らず不満の心なき能はず既に不満の心あれ自ら之れを輕んずるの心を生じ此の條不可なり改むべし彼の項不利なり削るべしと横議群出し終に之れを久しきに維持する能はざればなり何を以て一旦制定の上の容易に變更改正す可らずと謂ふ乎夫れ憲法の社會の狀態に適應せざる可らず然らざれば無用の法たらん而して社會の靜止的の者にあらず常に變遷して止まざる者なれば憲法も又之れに伴ふて變遷せざるを得ざること勿論なり然りと雖も之れを變更廢止すること頻繁なれば大いに之れが尊嚴を損し官民共に之れを輕視するの弊を生じ隨つて之れに

其容易に變更改正すべからざる理由

服從するの習慣を生ずること能はざる可ければなり視よ彼の英國人民が憲法を重んずる所以の何に由る乎之れを組成するの諸法典若くは習慣の英國の歴史と共に久しく存立し官民共に勉めて之れを維持したるが故に米の如く佛の如く一部成文の憲章あらずと雖も之れに背戻する者なきにあらずや之れに反して彼の佛國を視よ憲法の變更の甚だ頻繁なり以之人民之れに熟するに違あらず焉んぞ之れを重んぶ之れを尊ぶとの習を爲すを得ん之れを要するに憲法を一たび廢止し若くは變更するは是れ將來益々變更廢止を頻繁ならしむる所以なり戒めざる可けんや

第九章 憲法を汎論す

第十章 代議制度を論ず

○如何なる手段に依りて人民は参政權を使用すを得るや○近世社會に撞着の二大趨勢あり○如何にせば斯の撞着の趨向を調和するを得る乎○之を調和するの策は代議制に在り○代議制に關する妄説○其辨妄  
○結論

政  
如何なる手段に依りて人民の參政權を使用するを得るや  
近世社會の撞着の二大趨勢  
治者たる

立憲政体の治下ニ在る人民が参政の權利を有すること既に政体論に於て之を詳らかにせり而して憲法論の首端に於て先づ決定を要する者如何なる手段によりて人民の參政權を使用するを得るやの問題これなり復言すれば参政の權を有する人民の舉げて政治に參與すべきや但し他に別法あるやを究むるに在り而して此問題を討究せんとすれば先づ近世の社會に撞着相容れざる二大趨勢あることを明らかにすんあらず何そや即ち一方に於ては世態の變遷に連れ政治も複雑に赴むき特別の政治教育を受け政治の經歷ある者にあらざれば之

に特別の智識を要す  
人々權利を重んじ  
直ちに參政せんとす

を處理する能はざる傾向あるに一方に於ては文明愈々進歩するに從ひ人民皆な權利を重んじ孰れも直接に政治に參與せんことを欲する傾向あること是れなり復言すれば文明の進歩に伴ふて一方に於ては分業の法愈々行なれて政治家の愈々政治家となり尋常の人の愈々尋常の人となるに拘りらず一方に於ては尋常の人民却て自家の經驗熟練なき政治に參與せんとするの困難なるなり尙ほ之れを謂へば分業の法に従ひ工師は愈々工師に農家の愈々農家たるの傾向あるに拘りらず却て工師の益々農家たらんことを欲するか如し只だ人情に於ては工師と農家とを問はず皆な同一に之れに與からんことを欲するの趨向あるなり  
顧ふに如何にせば能く斯の撞着の趨向を調和することを得ん今若し

如何にせ

第十章 代議制度を論ず

斯の趨向  
を調和す  
るを得る  
手

衝突の趨  
向を調和  
するの策  
に代議制  
に在り

此の妙策  
を吾人に  
與へたる  
人種なり

參政權を有する者をして盡く政治に與からしめんか、徒ら又國家を蒙  
昧無智の徒の左右する所たらしめ、其弊害や實に云ふ可らざる者あら  
ん、若し又た斯る者流を一切排斥して政治に與ることを許さざらんか  
是れ即ち人人の參政權を奪ふ者にして立憲制度の趣旨に背馳せん、此  
の難問を解せんことを勉めたる者古來甚だ少なからず、而して就中妙  
策を吾人に與へたる者、實に忠トシ人種なりとす、此人種、太古早く  
代議制度の思想を抱き、終に政治學者、政治家輩をして之れを今日に大  
成せしむるに至れり、此の代議の制度、實に斯る撞着の趨向を調和す  
るの妙法なりと謂ふべし、蓋し代議の制度を採用する時、人民舉げて  
直接に政權を使用するを得ずと雖も、又た代議士をして己れを代表せ  
しめ、其政權を使用せしむるを得べし、而して代議士を舉ぐるに、能く  
政治の智識、經歷に富める者を選ぶが故に、一面に、政治を専門家の掌

代議制度  
を關する  
妄説  
甲論者の  
説

裡に歸するの利あり、一面に、人民參政權を失ひざるの便あり、是れ豈  
に一舉兩得の妙案にあらずや、  
到底今の社會は在りて人民をして參政權を使用せしめんことを、代  
議の制度に據らざる可らずと雖も、代議の本質を明らかにせざる爲め、往  
之れを非議する者なきにあらず、古今來政治學者が抱きたる妄説の最  
なる者を舉げんに、甲の論者曰く、凡そ自由といふ已の意志に従つて己  
れを治むる主權の謂なり、故に主權の移して以て他人に代理せしむ可  
らず、若し夫れ之れを他人に代理せしめん、是れ尙ほ他人をして己れ  
の意志を代表せしむるに異ならず、而して人人の意志の相同じきこと  
あるも、又た全く相反することあり、如何にして我が主權を委任せる人  
の始終我が意志を代表して誤るなきを保せんや、是れ主權の他に代理  
せしむ可らざる所以なり、且つ夫れ國家の公事に當り自ら勉むるは國

第十章 代議制度を論ず

乙論者の説

民第一の義務なり、然るに之を是れ爲さず代理人を出す如きは是れ恰かも資財ある者が兵役に就くを欲せず免役料を出して之れを免るるに同ト、必竟怠慢の譏を免れざるなりと、乙の論者の之れを駁して曰く、**夫**れ人事の多端繁雜なるや一人萬事を措辨すること到底爲し得可き事にあらず、以之病あれば醫師を聘して治療の事を委ね、訴訟あれば代言人に托して之れを處せしむ、一家に執事あり、奴僕ある、皆な他人をして己れを代理せしむる者にあらずや、今代議士を撰むて政治上の事を委ぬるも何ぞ又之れに異ならんや、畢竟奴僕の一人を増すに外ならざるのみ、故に若し萬一代議士にして委任者の意思を誤ることあらんか、是れ即ち委任し戻る者にして其責めらざるなり、去れば代議士を撰むて之れに事を托するも決して委任者の自由を附托するにあらず、却つて代議士の委任者の機械となるを以て其自由を失却するもの

甲の撰擧者をして自由を失はしむるは、自由を失はしむる者として之を撰擧するに在り、其の誤解の起る由あり

其辯妄自由と主權との混同すへか、代議の本旨の意思を代表するに非ざる

なり、と、甲の代議士を撰擧し之れに事を托するに撰擧者をして自由を失はしむる者なりと云ひ、乙の被撰擧者をして自由を失はしむるを以て代議の本質なりと爲す、其議論相表裏すと雖も代議の本質を誤解するや、即ち一なり、今その誤の由りて起る所を案するに、蓋し二あり、即ち自由と主權とを混同せること、(其一)に於て、代議の本旨を以て他人の意思を代表するに在り、と爲せること、(其二)なり

夫れ主權の既に論じたる如く、政治上の至大政權にして國家に此の權力あるの自由を保持し若くは進捗せんか爲めなり、自由と主權との固より同一物にあらず、又た自由存するか故に主權起るものにもあらざるなり、且つ代議の本旨を以て他人の意思を代表するに在りとするの論は必竟各人の意志に即ち主權の正源なりとの論より生じたる者にして、法理上より觀察すれば敢て誤謬と爲すを得ざるも、此の意義を

代議の意  
義を擴張  
して他人  
の意思を  
細大漏さ  
ず代表す  
るものと  
爲すを得  
る

擴張して代議の本旨は他人の意思を細大漏さず代表するものと爲す可らざるなり蓋し意思の道理と異なり道理の一定不動よりて萬人皆な同一に考へざるを得ざる者なりと雖とも意思の道理を知らざる婦女子小兒蠻人と雖も尙ほ有する所の者にして決して一定の者にあらず且つ其の變更の常なき前日の意思の既に今日の意思ならざるのみならず一日の間と雖も或は朝夕に由りて同じからざる者なり毫も道理を雜ひず單に意思のみによりて政治を施すを得るとせし夫の風顛白痴の如き毫も事理を辨せざる者も意思を有するか故を以て政治に參與するを得べきの勿論なるべし果して然らば世豈に政治専門の人を要せんや又た各國の法律に定むるか如く風顛白痴若くは穉童に政權を與ひざるの理あらんや而るに政治社會の實際を案するに政治専門の人を必要とし又た風顛白痴を政治以外に斥けて毫も怪まざる所

すの之

參政者の  
獨り意思  
あるを以  
て足れり  
と爲さす

代議士の  
本分

を以てするも凡そ政治に參與するに獨り意思を要するのみならず他に又必要とする所のものあるに由るなり而して是れ果して何ものぞや他なら政治上の經驗知識道德に外ならず由りて考ふれば今代議士を撰擧するに單に撰擧者の意思を代表せしむるのみにあらず又被撰者たるべき人に備へる特別の智徳を利用して善美なる政治を施さしむるに在ること明らかなるべし要するは代議士たるもの各撰擧人が有する所の意思の大体を代表し其備ふる所の特別の智徳を以て之れを達するを其の本分とせざる可らざるなり故に今撰擧者か代議士を撰擧するに當りて己れの意思の細大を代表する者の何人なりやと穿鑿せず寧ろ大体上己れと意思を同ふする人の内何人か己れより幾層優りたる政治上の智識經驗を有するやを穿鑿せざる可らず而して如此にして撰られたる代議士の單に撰擧者の利害を代表する

代議士の  
又自らの  
利害を討  
議するも  
のなり

代議士の  
撰舉者の  
奴隷に非  
らざる名  
譽の表章  
たり

結論

代議士の  
優遇せざ  
ざる所以

の、に、あ、ら、ず、此、人、た、る、固、と、撰、舉、者、と、大、体、上、其、の、意、思、を、同、ふ、す、る、人、な  
る、か、故、も、又、自、ら、の、利、害、を、討、議、す、る、も、の、な、り、何、ん、ぞ、或、る、論、者、の、云、ふ、か  
如、く、代、議、の、爲、め、に、自、家、の、自、由、を、失、却、す、る、も、の、な、ら、ん、や、何、ん、ぞ、又、自、家  
の、一、身、を、以、て、他、人、の、機、械、に、供、す、る、も、の、な、ら、ん、や、凡、そ、政、治、上、の、事、項、を、  
代、議、す、る、か、爲、め、撰、舉、さ、れ、た、る、人、の、其、の、智、識、道、徳、共、に、選、舉、人、よ、り、一、段、  
高、等、な、る、の、人、な、り、然、ら、ば、即、ち、代、議、士、た、る、の、取、り、も、直、さ、す、其、の、人、の、名  
譽、を、表、章、す、る、者、な、り、と、云、ふ、て、可、な、り、之、れ、を、以、て、撰、舉、人、の、奴、僕、と、同、視  
す、る、の、理、由、果、し、て、何、れ、に、在、る、乎、謂、れ、無、き、の、極、と、云、ふ、可、し、  
如、此、く、論、去、ら、ば、夫、の、代、議、の、本、旨、を、以、て、撰、舉、者、の、意、思、を、代、表、す、る、に  
限、る、の、論、旨、も、其、他、の、駁、論、も、又、立、た、さ、る、も、と、明、ら、か、な、ら、ん、凡、そ、卓、落、不  
羈、の、人、才、を、以、て、其、の、技、術、を、逞、ふ、せ、し、め、ん、に、は、之、れ、に、與、ふ、る、に、充、分、の  
名、譽、を、以、て、之、れ、を、遇、す、る、や、優、渥、な、ら、さ、る、可、ら、ず、之、れ、が、行、爲、に、干、渉

之を普通  
の例に徴  
す

い、て、其、の、信、ず、る、所、を、擅、ま、し、に、せ、し、め、さ、る、か、如、き、の、決、し、て、之、れ、を、待、つ  
の、道、に、あ、ら、さ、る、な、り、請、ふ、之、れ、を、普、通、の、例、に、徴、せ、よ、茲、に、數、名、の、人、あ、り  
共、に、一、事、業、に、従、事、し、皆、な、利、害、を、同、ふ、す、と、せ、ん、に、其、中、自、然、事、に、熟、達  
せ、る、も、の、と、否、ら、さ、る、者、と、の、別、な、き、能、は、ず、而、し、て、一、朝、事、の、處、理、し、難、き  
も、の、あ、る、に、際、し、て、は、不、能、者、の、**能、者、に**、委、任、狀、を、附、し、某、々、の、件、に、限、り、て、の、如、何  
様、に、も、子、か、意、見、次、第、に、之、れ、を、處、す、べ、し、と、一、任、し、漫、り、し、隊、を、委、任、條、件  
に、容、れ、さ、る、の、吾、人、が、日、常、見、る、所、の、事、實、に、あ、ら、ず、や、細、大、の、意、思、を、代、表  
す、べ、き、性、質、を、有、す、る、斯、る、委、任、事、件、に、於、け、る、も、尙、ほ、且、つ、如、斯、し、況、ん、や  
實、際、に、於、て、細、大、の、意、思、を、代、表、す、可、ら、さ、る、政、治、上、の、代、議、に、於、て、を、や、代  
議、の、本、質、誤、解、す、可、ら、さ、る、な、り、

代議制度の善悪の  
撰擧法の關  
に否に關  
下等人民  
を撰擧權  
に與ふ可  
らすとの  
論の遂ひ  
に人民の  
治上の智  
徳を害す  
るに至る

米國人民  
の愛國心  
に富むる  
は多數政  
体の下に  
在りて撰  
擧に與る  
か故なり

第十一章 撰擧權の區域を論ず

撰擧

○代議制度の善悪は撰擧法の良否に關す○撰擧區域は廣濶なるべきや  
狹隘なるべきや○下等人民を撰擧區域の外に置の非○然れども又多少  
の制限なき能はざる所以○撰擧權を伸張するに由りて生ずる弊害を  
清するの方案○彌爾氏の説

代議制度をして善美なる効果を生ぜしむると否との適當なる代議士  
を撰出するに否とに關す撰擧の法大ひに講せざる可らざるなり請ふ  
先づ撰擧權の區域の廣濶なるべきや將た狹隘なるべきや換言すれば  
撰擧權の普通なるべきや將た制限を要するやの問題より觀察すべし  
世の論者或は撰擧權の區域を廣濶にするとき遂に賤族の手に之れ  
を歸するに至り爲に言ふ可らざる弊害を醸そべしと只管ら之れを恐  
れ一概に下等人民を政治部外に放逐せんことを主張すと雖も吾人の  
漫りに同意を表する能はざるなり蓋し一國最下等の人民に至るまで

直接に國事に與らば以て彼等の知識及び感情を陶冶するに多數政  
体代議制度の一大目的とする所なればなり讀者若し多數政体が此の  
一大利益を與ふるの實迹を疑はば夫の米國人民を視よ同國に於て  
下等人民に至るまで皆な普通の知識を有し皆な愛國心を有せざるな  
し而して同國民か此の智徳に富むの大なる曾て一たび同國の内地を  
旅行せる者か皆な驚嘆して措かざる所にあらずや去れば夫の有名な  
都クピル氏の嘗て此の實況を目撃し此等の民徳と多數政体との間  
に實に驚く可き密通の關係あるもの哉と其の著書米國自治論中に  
三嘆したり吾人の實に一般人民の間に知識の普及すると愛國心の傳  
播するとの二點に於て米國の如き偉大なる邦土の他にあるを見ざる  
なり然れども米國の多數政体の固と完全なる多數代表の政体と云ふ  
能はざるものなり蓋し同國に於ての政黨の弊害甚だ多く國內有爲の

第十一章 撰擧權の區域を論ず



米國多  
政體の  
全なる  
數代表  
政體に  
ら其治  
も其治  
に立つ  
人民の  
他大に  
民に優  
もその  
若し善  
なる多  
政體の  
に立つ  
め其智  
徳更ら  
幾倍す  
もその  
べし人  
下等民  
に撰舉  
を與ひ

るの多  
政體の  
益を棄  
ものな  
隨つて  
數政體  
代議制  
の目的  
背馳す  
一部人  
を撰舉  
の区域  
に置く  
不正な

人才の代議の政治に與る能はざるの實際なるを以てなり、而して尙ほ多數爲政を其の治体となすか故に人民の智徳を開發するの大なること如此、若し眞に善美なる多數政體を設立せば其の蒙むる所の感化の果して如何あるべき實に廣大なるものあるべきなり、然るに論者の下等人民を政治部外に放逐して毫も撰舉と與らざらざらめんとす、是れ豈に強て多數政體の一大利益を棄るものにあらずや、想ふに論者の言の如くせば撰舉權を得ざる者と撰舉人との間柄は恰かも傍聽人か陪審官に於けると同一の有様とならん、即ち傍聽人の陪審官の言論に何等の意見何等の不服あるも毫も之れを訴ふことを得ず、甘んじて其の裁決に従はざる可らざると同様、撰舉權を得ざる人民は其の政府に對して永久の不平者となる、然らざれば純然無關係の人となり、國事の全く他人の爲すべき者として己れの唯た其の法律に服従す

るを以て本分となし、國家の利害休戚に就ては恰かも傍聽人たるの資格を具ふるに至るべし、**抑々**是れ豈に多數政體の目的ならんや、代議制の**政**體の本旨ならんや、

單に知識なきが故を以て、人民の或る一部を政治部外に遠け、之れに撰舉權を與へざるは、特り前段の如き不利益あるのみにあらず、實に不正を、其の一部人民に加ふる者と謂はざる可らず、**抑々**租税を負ひ、徴兵に應じ、國法に服従するの義務を盡すもの、必らず法律上に發言權を有すべきに至當の道理にして、其事を評決するに、必らず此等人衆の意見を待たざる可らざるなり、何んとなれば撰舉の權を或る部分の人に委ねて毫も之れに與る能はざるものあらば、其與らざる人衆の爲めに非常の損害を來すことある可ければなり、窮竟如此き撰舉の公平なるものと云ふを得ず、隨つて其の代議制度も亦た**完**美なるものと謂ふ

撰舉權の可及伸張せざる可らざる可とも又た多少制限なき能ハ彌ル氏の説

能ハざるなり

通

故に純正なる代議制度を立てんとせば代議士を撰出するの權を充分伸張し下等人民にも此權を與ふること固より必要なり然れども又た多少の制限なき能ハざるなり即ち曾て彌ル氏か論トたる如く夫の讀ミ書きを知らざる者普述の算術を解せざる者直税の負擔を受けざる者他の救助を仰て生活する者身代限の處分を受けて其の負債を全く辨償せざる者の如きハ且らく之れを政治部外に置き與ふるに撰舉權を以てす可らず蓋し此等の人衆を以て撰舉に與らしめざるハ固より好む可きことにあらずと雖も之れを以て若し之れを與らしめば撰舉權を與へざるの弊より幾層甚しき弊害を生ずべきを以てなり請ふ今前數者せしめて撰舉權の區域外に置くの一二の理由を舉げん抑々讀み書きの初歩を知るか如きハ決して難事にあらず夫の腕力を以て勞

某々の資格を有せざる者撰舉權を以てざる理由

働するの貧人と雖も尙ほ且つ之れを能する所のものなり去れば之れをだに知らざる人の恰かも談話を爲す能ハざる小兒と均し若し小兒に撰舉權を與ふ可らずんば之れも亦た與ふ可らざるの理にあらずや而して之れを與ハざるハ決して不正にあらず何んとなれば今日の如く教育の普及する時に於て之れを學ハざるハ社會の罪にあらずして即ち其人の怠慢に由るを以てなり普通の算術を知らざるものに撰舉權を與ハざるも又た之れと同一の理由に據るものなり必らずしも故らに説明するを待たざるべし而して直税の負擔を受けざる者を撰舉區域の外に置くハ若し此等の人を以て政務に與らしむるときハ他人の財政を無關係人の投票に因り決せしむるの嫌ハあるのみならず其の財政の得失ハ自家の利害に關係なきを以て浪費の弊を生ずるを常とするを以てなり現に合衆國の或る都府に於て嘗て租税の負擔を

第十一章 撰舉權の區域を論ず

受けざる徒に地方税を議せしめたることあり然るに其の額頗る大數に上り富家豪族偏へに之れを負擔せざる可らざるの弊を生じたりと、要するに租税に關係なき徒に租税を議するの權(即選舉權)を與ふるは他人の懷中に手を入るゝを許すと一般にして不正之れより大なるはあらざるなり之れと同一理に由り夫の他人の救助を仰ぐもの若くは身代限の處分を受けて未だ負債の辨償を終らざる者の如きも選舉權の區域外に置くこと當然なり蓋し此等の徒に未だ目して獨立の民と爲す可らざるものなり而して人自己の勤勞により自ら獨立の生計を營み他人と同等の位地に居るにあらざるより一國共同の事業に隊を容る可らざるの勿論なればなり是れ多少の制限を選舉權に置くの己むを得ざる所以也

上陳の如き特例を除ての選舉權の一般普通の人民に之れを與へざる

選舉權を伸潤するに由りて生ずる弊害之れを矯濟するの方案彌ル氏の説

人々皆な有せざる可らざるも其の効力も必らずも同等なる可きものにあらず其實例

可らず而して如此く區域を濶大にするとき自然選舉權社會に多數を占むる劣等人民の左右する所となるの弊あり之れを如何にせば能く矯濟することを得べきや彌ル氏曰く凡そ政治社會に處し其の政治に自家の利害を繋ぐるもの必らず皆な選舉權を有せざる可らず然れども各人が有する選舉權の効力必らずしも同等なるべき者にあらざるなり例へん爰又一事業に就き共同一の關係を有する甲乙兩人ありとせよ然るに此兩人か或る事件に關し抱く所の意見の必らずしも同等の價值を附せる可らざるか何んぞ夫れ然らんや若し道德上の品位に於ては兩人共同様なるも其智識才能に於ては一人遙かに他に優る或は或る智識才能の點に於ては兩人共同様なるも其道德上の品位に於ては一人優かに他の一人に超越するが如きあらは其の優る所の人の意見の必らず他の一人の意見より多くの價值を有すべき人

第十一章 選舉權の區域を論ず

共同の事業に於て賢者愚者の意見に従ふべきに可らざる所以

事の通則にわらずや唯た以上の如き場合に於ては兩人の内孰れか優り孰れか劣るやを精確に判定すること甚だ難しと雖も多衆の集合体に於て其の大略を判定すること決して難事にわらず且つ一己人か其の私權を以て一身一家の私事を處するに當りては設令ひ己れより幾屠優る所の人物ありとも漫りに其人の意見に従ふ可らざる事ありと雖も共同の事業に於ては必ず賢者の意見に従ふこと肝要なり否ずんば賢者と反つて事を愚者に委するの實際を生じ其共同事業に鮮少なからざる不利益を與ふ可ければなり固より賢者の意見を立てしめんか爲め愚者の意見を排するの好むべき事にわらず然れども若し愚者の意見を排するに代りに賢者の意見を排するに於ては其の弊や益々大ならずんばわらず去れば便宜上賢者の意見に特別の格値を置くこと實際上己むを得すと云ふべし若し果して然らば一國の撰舉

一國も又た數人の共同體なるとも共同體に行はるるに原則の一國に於ても適用さるべき賢者に優等なる投票權を與ふるも愚者怨ま

に於ても賢者の愚者に優るの投票權を有すべきに正さに至當の事にわらずや蓋し一國と云ふも必竟數人の共同體に過ぎざるものなり故に苟くも共同體に行はるべき原則の一國に於ても亦た適用さるべきこと勿論なるべし而して賢者に此の特典を與ふるも愚者の決して之れか爲めに怨恨の意を狭まざる可きを信す何となれば賢者に等なる撰舉權を與ふるの固と愚者に比すれば多くの投票を許すに過ぎず決して之れか爲め愚者の撰舉權を全く奪却するにわらざればなり若し何にも他人同様自己に關係ある事件に就て我れ一の投票權をも有する能はずんば不平の心を生ずるも又た勢なりと雖も然るにわらずして其の共同の事件に就き己れよりの遙かに能く其事に通熟するものわらば其人の意見にわらず勢力を得て終に全く行はるに至るべし而して人之れを人事の通法として毫も疑を容れざるにわらずや然

第十一章 撰舉權の區域を論ず

優等權の及ぶ區域

優等權の智徳ある者に與ふべし資力あるものに與ふ可らず

財産の必らずしも智徳を代表せず

れども此の優等權の及ぶ所の僅かに至當の區域内に限る可し決いて之れを際限なく擴張す可らざるなり至當の區域とは何ぞや即ち此の權を以て智徳優等なるものに與ふべし資力優等なるものに與ふ可らざること是れなり元來財産の幾許か人の才能を表する者なるも之れを以て直に國民の智徳を寫す者と爲すの誤謬の最も大なるものなり凡そ人の富貴に居るの或の自家の智徳に由りて然るもの存りと雖も多くの父祖の資産を襲き若くは偶然の僥倖によりて然るものなり之れは反して貧賤なるもの一概に智徳乏しと謂ふ能はざるのみならず世間の實際を見るに寧ろ智徳の貧者に備はる者多し如何んぞ資産を富むを以て優等なる撰舉權を與ふるを得んや夫れ智徳に秀つるの故を以て優等の投票權を與ふるときは人更らに憤ること無るべきも唯た資力に富めるか故を以て之れに斯る特典を與ふるをせし一般

智徳優等なる人よ與ふべき投票の幾許なるべき

國人の將た之れを何とか謂はん其の失當を鳴すべきの必然なり故に一人に多數の投票權を許すと其の智徳優等なる者に限るべし決して之れを其他に及ばす可らざるなり然り而して智徳優等なる人に與ふる投票の其數凡そ幾許なるべきや豫じめ之れを定むるに由なしと雖も概して謂ひば多數の無識者流を以て擅まに偏頗の立法を爲さしめざるに足るの投票數を與ふるを以て境界となし之れに踰へざるを要とすべし蓋し若し有識者流單り投票權を壟斷し無量の權勢を揮ふて無識者流を全く壓倒するに至らば是れ無識者流に立法の全權を委ねると相譲らざるの危険無き能はず如此に決して複數投票法の目的にあらざるなり

以上の彌ル氏撰舉方案の要略なり此方案の實行すること容易にあらずと雖も若し能く之れを行を得り一面に撰舉權の區域を擴張し

普通撰  
法實際に  
行はる可  
らず

一面に其の擴張より生ずる弊害を除くを得、一舉兩得の利あるべき  
なり、世の學者往々普通撰舉の利を説くと雖も、毫も制限する所なき  
嚴格に所謂る普通撰舉なる者の、決して實に行はるべきものならず、又  
制限撰舉の主義に基き其の區域を擴張する場合も於ても、随つて生ず  
る所の弊害を除くの法を畫せずんば、是れも徒らに擴張するを良し  
とせず、而るを嚴格なる普通撰舉の實行を主張しなから之れに由りて  
生ずる無量の弊害を除くの法をも畫せざる者、然るたる天下皆な滔ら  
ざるなり、數々何んを惑ひるもの、甚た多きや、吾人の固より撰舉權の  
區域の廣濶ならんことを欲するものなり、雖も敢て之れを普通に  
せんことを欲する者にあらず、唯た人智の進歩に伴ふて次第に之れを伸  
潤せんことを冀望する者なるのみ

滔々

滔々

滔々

滔々

第十二章 間撰直撰の利害を論ず

○代議士を撰舉する二様の方法 ○間撰法を可とするの論 ○間撰法の採  
る可からざる所以 ○更に撰法の理論 ○實際ともに駁議を免れざるを  
細論す ○其理論上撞着するを辨す ○其實際上効用なきを説く ○間撰法の  
の有効なる唯一の場合、

代議士と  
撰をする  
二様の方  
法

歐米諸邦の典例を案するに代議士を撰舉するに二様の方法あり、即ち  
國民直ちに之れを撰舉するあり、第一法、國民先づ撰舉者を舉げ之れを  
撰舉を委ねるあり、第二法、而して通例此の二様の法を命じ直撰法、間  
撰法と云ふ、

抑々自家の利害を代表せしむるの人を得るに親ら之れを撰舉すべ  
し敢て他人の力を待たざるが如し、然り而して尙ほ二種の法ある者の  
何そや、間撰法を可とする論者曰く、抑々適任の代議士を舉げ之れに  
爲政の大權を委ね、事決して輕からず、若し夫れ庸劣、愚昧の人

第二法即  
ち間撰法  
を可とする  
の論

第十二章 間撰直撰の利害を論ず

を以て之れを爲さしめんか或は其の材を辨せずして之れを撰み其の器を知らずして之れを擧るの弊なしとせず又庸暗の俗人私を營むに汲々として利を射るに致々たる者なれば賄賂苞苴の爲め其心を奪はれ詭偽の政治家をして其の野心を逞しふせしむるの憂なしとす可らず之れに反し若し撰擧主務の者を擧げ之れに撰擧を委する時の決いて此の弊害なかるべし何んとなれば撰擧主務の人既に人民の多數より精撰せる萃なれば智徳與に大に一般人民に優る所なくんばならず隨て撰擧の際材器を誤まり私利の爲めに桎梏さるゝことなく能く適任の代議士を擧るを得べしと是れ間接撰擧法の由りて起る所以にして皮の相すれば甚だ適當を得たる方法の如し然れども若し此の法により幾分の弊を除くを得ば同時に他の直撰法によりて生ずるの利益を失はずんばならず而して吾人を以て之れを

間撰法の採る可らざる所以

見るに間撰法に由りて得る所の終に直撰法に由りて失ふ所を償ふ能はざるを知らず請ふ試に其然る所以を論せん抑々間撰法を設け之れを充分實施せんには主として之れを設けたる趣旨を貫徹せざるを得ざるべし而して間撰法の趣旨とする所の何ぞや偏に代議士を撰擧するに適任なる人を擧ぐるに外ならざるなり然らば第一撰擧者を撰擧すするものを指す以下亦同指たる者の我か務の代撰者を擧ぐるに在り代議士を擧ぐるにあらずと常に心に之れを銘せざる可らず而して斯る心得の遂に如何なる結果を生ずる乎第一撰擧者をして撰擧の事を忽視せしむるの結果あらん通般人民の政治思想を繫駐するの結果あらん何を以て撰擧の事を忽視せしむるの結果ありと謂ふや蓋し國民直接に代議士を擧ぐるを得ず之れを代撰者に委ぬるときは代議士をして自ら代理人の代表者たるか如きの態あらしめ通般人民の代議士に於ける感覺

間撰法の採る可らざる所以

第十二章

間撰直撰の利害を論ず

又人民の  
政思を勤  
駐するの  
結果あり

の勢ひ親密を失ひ終に一般人民をして撰舉を忽視せしめずんばあら  
相されたり何、を以て人民の政治思想を繫駐するの結果ありと云ふ  
手抑々代議制度の至善なる所以の單り人民參政の權を得るの故のみ  
にわらず、又能く人民の政治思想を啓發し其共同の精神を發育せしむ  
るに在るなり、然るに今人民をして代議士の撰舉に與らしむること間接  
ならしめんにより、人民公務の爲めに感情を刺戟せらるる機会なく、自然  
政治に關する智識道の徳發達を阻礙し、代議政制度大半の利益を失ひ  
ずんばあらざればなり、然らば則ち間接撰舉の結果も亦た甚た惡むべ  
きにあらずや、

更に間撰  
法の理論  
實際とも  
に駁議を  
免れざる  
を細論す

單に起る可き結果に就て觀察するも間撰法漫りに採用す可らず、況ん  
や理論實際ともに駁議を容るべき所甚た尠なりとせざるに於てをや、  
請ふ之れを論せん、惟ふに、間撰の法は、終に、撞着の結局を來すを免れさ

其論理上  
撞着する  
を辨す

ふなり、夫れ何事に就ても既に終局の結果に注意せずんば其終局に達  
する手段を求るにも亦た不注意なるべきの言を待たざる可し、而して  
間撰法の既に其終局の結果を得んが爲め代撰者を撰舉するにも深く  
意を用へざるへからざるの勢の免る能はざる所にあらずや、然れども  
假りに一步を譲り間撰法の決して第一撰舉者をして終局の結果に疎  
遠ならしめず代撰者を擧ぐるに意を用ゆること極めて深切なりとせ  
ん歟、如斯きの成跡を得んに、第一撰舉者たる者多少高尙の思想を備  
ひ、人材を知るの明を具ふるにあらずんば能はず、而して第一撰舉者既  
に斯る品質を有するものとせば何ぞ故さらに人を中間に設くるを要せ  
んや、是れ間撰法が到底撞着の結果を來すを免れざる所以なり、然るに  
世俗は輒もすれは曰く、代議士を撰ぶの難し代議士を撰舉するの人を  
擧ぐるの易しと、讀者は其甚た過てるを知るべきなり、若し夫れ代撰者



が撰舉せる代議士の品資の如何に不適當なるも、政治の成り行の如何に弊害を生ずるも、一般人民毫も之れを顧みるを要せずとせり或の代撰者を舉ぐることも容易なるべし若し夫れ然らずして、適任の代議士を舉げ、善良なる施治を欲せば豈に世人が思惟する如き容易の事ならん哉、

其實際上効用なれど、い説く

更らに一步を進めて考ふれば、間撰法の實際に於て甚だ効用を奏せざるものなるを知るなり、蓋し無識の徒と雖ども實に撰舉を爲すに意あらば必ず自ら信ずる所の人に就き何人か代議士たるに適するやを問ふならむ、而して如斯なれば其結果の間撰直撰の兩法上に同一點に歸着し、間撰に備はるの利益の直撰に由て皆な占むることを得べく、殊に間撰法を設くるの必要あるを見ざるなり、且つ又間撰法を良しとして採用する所少なからずと雖も其の實際は行はるゝの甚だ稀なり、何ん

其實際に行はるゝの甚だ稀なる所以

となれば設令憲法を設け撰舉の間接たるべきを明示すと雖も之れに拘らず直撰同様の事を爲すに決して難からざればなり、即ち自家所望の候補者を知るの黨人若しく自家所望の候補者を撰舉するを約する者を舉げて代撰者たりむるときは其名の間撰するも其實の直撰と異らざるにあらずや、而して此の手段たる苟くも政治に關し毫も意を注がざる國民を除くの外に何れの立憲國と雖も實際に用ひざるべし、例へば彼の米國大統領を撰舉するの法の如きは其實例なりと云ふべし、米國憲法に載する所を見れば大統領を撰舉するに間撰法を用ゆること明かなりと雖も實際に於て第一撰舉者の代撰者を舉ぐるの之れをして隨意に適任の人を撰りむるにあらず、初めより其候補者を撰舉せよと委託するもなり、復言それの第一撰舉者の初めより撰ぶべき人物を知る者なり、嗚呼是れ豈に直撰法に異なりと云ふを得

間撰の法を設くるも其實を擧ぐる能はず間撰法の有効なる場合只だ

んや、凡そ代議爲制の國に於て政治家の熱心力むる所の撰りて候補者となり、中原の鹿を我か手よ占んとするに外ならず、以之或の諸方を遍歴之演説遊説を爲すあり、書を著りて自家の意見を公表するあり、要するに撰ふべき人々の種々の方法よりて社會に明らかなることを得、故に下等愚昧の人々も雖も意を此等に注ぎ、自ら人の賢愚を判別するの眼識なきも他人の評判よりて政治家に對する負心を生じ、終に之れを擧ぐることに熱中し、代撰者よ委託して之れを撰舉せしむるに至る、故に、間撰の法を設くると雖も、其實間撰の實を擧ぐる能はずなり、  
間撰法の有効有益なる場合、只だ一あり、即ち代撰者の職務、只だ僅かに一時の撰舉を行なふにわらず、他に重要な職務を有し、長く其位地を保つの場合、これなり、例すれば米國の上院議官を撰舉する法

の如し、讀者の知る如く米の合衆國各州の其土地の大小、人口の稠疎に拘らず各々二名の上院議官を擧ぐるの權利を有す、而して誰れか之れを擧ぐるや、各州の立法院實に之れを擧ぐるなり、而して立法院に備へるの議官は各州の人民直接よ之れを撰舉せる者にして其職、至大至重、實に各州の中央政府なり、斯る重要な局に當る者自ら議官を撰舉するが故に深く意を一國の利害に注ぎ、善く人材を鑒識し、敢て輕卒に事を爲さず、以之苟くも擧げられて上院に列する者の皆、國中屈指の人物ならざるべし、是れ間接撰舉の有効有益なる場合なり、然れども、間撰法、米國に於て、良成績を擧げたりとて、推して之れを他邦に適用す可らず、蓋し萬國の制度を通觀するに合衆國の如く聯邦以て制を立て、各州に立法院を置きて之れに重大なる要務を托する者あらざればなり、例へば稍々類似の体裁を具ひ、同一の目的を以て設たる英の府會若くは邑會

第十二章 間撰直撰の利害を論ず

に之れを適用せんか誰れか之れに由て英國制度の弊を矯正するに足ると信する者あらんや蓋し英の府邑會の如き其司る所の職務の極めて狹隘にして僅かに道路修繕等の如き地方事務を處辨するに過ぎざる者なり固より其議員たる地方の要務に練熟通曉なるべしと雖も國會議員の候補を撰むの才に至つての有無の証甚だ不充分なりと云ひざる可らず

總括

以上論ずる所を以て見れば間撰に由て得らる可き利益は直撰に由て得可らからざるにあらず而して直撰に由て得らる可き利益の間撰に由て得べからざるのみならず往々大弊を生ずるを免れざるを知るを得べし蓋し間撰法の人民の政治思想と公同の心を萎靡せしむるの弊あるのとならず又此の法によりて撰舉されたる代議士の人民に對して直接の責任を有せざるが故に重大の要務を疎慢に附するの弊あり

蓋

り且つ少數の人民議員撰舉の權を負ふとき、朋黨の弊盛んに行はれて奸譎私曲到らざる所なく撰舉人をして腐敗言ふ可らざるに至らば、いかにんとす然れ共人或は曰く、代議者第一撰舉者に對し責任を負ふが故に例決して如此の弊あるなしと然れとも議員撰舉の任の固と終身其の人に負帶すべき者にあらず亦た其位地たる國會議員の如く衆人の着眼とする赫著の者にあらず苟くも再四撰者に當らんことを欲する者にあらずんば豈に私曲を爲すことを憚らんや吾人の故に思ひらく間接撰舉の法は數害ありて一利なしと蓋し直撰に偏して之れを言ふに非ざる也

間撰法の數害ありて一利なし

第十三章 少數代表法を論ず

○少數代表法の必要○多數決の眞價を定む○現今の代表法は眞正の多數を代表せざる所以○當マス、閉アー氏の代表法案(第一則第二則第三則、第四則)其利益(第一第二第三第四)

少數代表法の必要

直撰、間撰の得失既に決りたり、次に論せざる可らざる問題、他にあらず、代議政治の眞正の目的を達するの方便、即ち代議士をして其に多<sup>多</sup>を代表せしむるのみならず、又<sup>又</sup>少數をも代表せしむるの方法を講ずること、是れなり、歐米の通語に曰く、多數の少數の敵に、あらず、少數の宜い<sup>い</sup>多數に従ふべし、と、此言久しく、歐米の學者、政治家間に行われ、之れを眞理なりとて疑<sup>疑</sup>ひ、雖も、苟くも精密の研究を費し、不偏の判斷を下すの上にあらざれば、容易に同意を表す可らざるあり、請ふ試みに、多數代表の眞價値を定めん、抑々一國の政治を論議するに當り、各人見る所の異なる恰かも、其面の如き者あり、此等區々なる意見を盡く達

多數代表の眞價を定む

數

多數決の利便

せしめんとするの實際に於て能はざることにして、其の和同を待つて後初めて實行す可しとせば、政治の滯礙して、毫も運轉せざる可し、故に多<sup>多</sup>の決議に従ふの外理論も、於ても實際に於てもある可らざる也、例へば立法院の内外を論せず、爰に速決を要する一大問題起り、之れに就て甲、乙、丙、丁互に意見を異にし、議論到底歸着する所を知らずとせば、多數の説の少數の説を壓し、一時決を得ること甚だ利便なり、然れども之に就て忘る可らざる者あり、即ち多數の少數を壓するの多數の説果して少數の説に比すれば、確實なるが故にあらざらん、設令以議論確實なる者もあらざるも、其の一決を得るの決せざるに、ざるを以ての故に外ならざるなり、且つ又<sup>又</sup>多數少數論議相合はず、遂に腕力に訴て是非を決する場合も、於ても多數の少數を壓服するの望あり、少數の到數勝算なきを以て、結局一步を多數に譲る者なり、要するに勝を制すると否との道

第十三章 數代表法を論ず



多數決を  
用ゆべか  
らざる場  
合

眞正の多  
數を包含  
する者を  
謂ふ  
現今の代  
表法の眞  
正の多數  
を代表せ  
ざる所以  
第一例

を論議するに、緻密なる理想を要し、之れを是非するに、卓抜なる知識を要する場合に於ては、徒らに多數の判断に委し去る可らず、却て沈黙なる少數有識の人を待たざる可らず、その後段に至りて自ら明らかなるを以てこれに且らく論ずるを止め、兎に角代議制度に要する多數決なる者の斯る有識の少數をも包含せる眞の多數決ならざる可らざる也、熟々案するに現今多數議を以て制となるの邦國甚だ多し、雖も所謂眞正の多數代表を得るもの幾んど絶無と謂ふて可なり、皆な其名の多數代表なれども、其實の少數を代表するの偽置議制度たるに外ならざるなり、請ふ左に其然る所以を詳かにせん、例へば今一人の議員に缺員ありとせよ、從來慣行の歐米撰擧法に從ひて撰擧者の投票權を限りて當さに撰ひるべき議員の數と同一ならしむるに在り、此法に由り若し一名の議員を擧ぐるに五名の候補者ありとせば、結局最多數の投票を得たる者一名當撰し、他の四名は全敗すべし、而して當撰を得たるの議員は果して眞個に多數を代表する者なる乎、曰く決して然らず、只他の四名の候補者か得たる投票數と別々に比較すれば、多數たるに過ぎざるなり、今數家を以て之れを表せんに、茲に撰擧者一百人ありとす、各候補者が得る所の投票數左の如くなりとせば、

- 甲 三十票
- 乙 廿五票
- 丙 二十票
- 丁 十五票
- 戊 十票

甲の最多數なるを以て當撰すべしと雖も、其の多數なる所以は乙の廿五票に對し、丙の廿票に對し、比較上の多數に過ぎざる也、乙丙丁戊通計七十票に對すれば、半數も足らざるの少數に過ぎず、復言すれば、甲の當撰せるが爲め、三十人の撰擧者の其代表を得べしと雖も、爾餘七十名

第二例

の撰舉者の全く代表を得ずして己まざる可らず、是れ豈に眞個の多數代表と謂ふことを得んや、然れども是れ尙ほ弊の甚だ大ならざる者なり、若し夫れ撰舉の法以上の如くにして撰舉者の必らずも自區の人を投票するを要せず、何れの撰舉區よりするも一區の投票某定數に充つれば即ち代議士たらしむるを得ると爲さば、其弊や更らふ大なる者なくんば、例へばこゝに一人の候補者あり十二の撰舉區より一時に撰舉せられたりとせよ、然るに各區が皆な此の候補者を舉げんとを欲するに拘らず、各區の投票を別々お算すれば皆な定數に充たざることあらば、此の候補者の何區の代議士ともなるを得ず、却て衆區の望む所にあらざるも僅かに一區に多票を得たる者の勝を制すべきなり、今假りに程度雖を一百と一候補三名、撰舉區四ありと一撰舉の結果左表の如くなりとせむ

甲候補		乙候補		丙候補	
第一撰舉區	五十票	第一撰舉區	三十票	第二撰舉區	百十票
第二撰舉區	七十票	第二撰舉區	六十票		
第三撰舉區	八十票	第三撰舉區	五十票		
	通計二百〇五票	第四撰舉區	九十票		
			通計二百三十票		

乙の最多數を有し、甲の之れを次ぎ、丙の甲乙に比すれば半數内外の票數を得たるに過ぎずと雖も、程度數に充つるの票數を得たるが爲め、獨り當撰を得、甲乙の終に全敗せざるを得ず、即ち一撰舉區百十人の代表を得て四撰舉區四百三十五人の代表を失するの結果あるべし、嗚呼

是れ歐米慣行撰擧法の終る免る能はざる所なり、如斯の撰擧法を以て代議制度の目的を達せんとす抑々又難哉、

當マス、  
閉ア一氏  
代表方案

以之泰西の政治家、政治學者輩が撰擧法の改良を議するや久矣、隨て得たるの法案又<sup>一</sup>にして足らずと雖も要するに皆な此の弊害を除却するに足らず(各種の撰擧法案は亡友小野東洋其著書國憲獨り當マス、汎論中卷に載せて詳かなり故に又贅せず)獨り當マス、閉ア一氏の法案最も完全に近かり、今請ふ専ら之れを講究せん、蓋<sup>閉</sup>ア一氏の法案を詳述せんとすれハ一大冊子を爲すべしと雖も其要領を略提すれば左の五則と爲すを得べし、

第一則

撰擧人の  
數を除す  
るは代議  
士の數を  
以てせる

(第一) 先づ全國より撰擧すべき代議士の員數を定め、此の數を以て全國撰擧人の員數を除し、其得たる商を以て一議員を撰擧し得る程度數となり、苟くも候補者にして之れに相當する投票を得れば其の投票の一撰擧區より出ると諸撰擧區連體に出るとに論なく之れを

商を當撰  
の程度と  
爲すに在  
り

第二則

被撰擧人  
の區域を  
限らざる  
に在り

擧げて代議士たりしむべし、例へば今六百人の代議士を擧ぐるに撰擧人百二十萬人ありとせば、撰擧人1,200,000 〓 20,000 即ち二萬の投票を以て一代議士を擧ぐるの程度數と爲すべし、

(第二) 撰擧人を以て眞の代表を得せしめんか爲め強て自己の撰擧區より代議士を擧るを要せず、若し己れか撰擧區内に適意の人を得ざるときハ其好む所に從ひ何れの撰擧區に属する人と雖も自由に之れを撰むことを得べしとなせり、例へば神奈川縣に居住する撰擧人にして若し神奈川撰擧區に適意の人を得ざるときハ之れを東京撰擧區に撰び、之れを仙臺に撰び、之れを鹿兒島に撰ぶことを得せしむるか如し、

第三則

程度數外

(第三) 以上の法に由りて撰擧し最多數の投票を得たる候補者ハ勿論當撰すべし、然れども二三の候補者か多數の投票を専有するの場

第十三章 少數代表法を論ず



の投票の  
受取る可  
らすとす  
るに在り

合を處する法なき時の或の議場を満すべき議員の數に不足を生ず  
るの恐れあり例へば **■** ラッドストーン、武ライト氏の如き有名負望  
の人の撰擧の際必らずや殆んど全投票を得べし然れども若し僅か  
に二氏を擧ぐるに止まらば撰擧人員の多きに比例して充分の代表  
を得ざるの結果を生せん以之閉ア一氏の候補者にして當撰するに  
充分なる投票數即ち程度數を得たる時の其以外の投票を受取る可  
らずと定めたり而して剩餘の投票を利用する方法の次則に述る  
か如し、

第四則

二名以上  
の候補者  
を指名せ  
しむるよ  
在り

(第四) 撰擧者に許す二名以上の候補者を指名するの自由を以て  
し、定式の投票箋に自己の最も望を囑する者を第一に署名し次に望  
を囑する者を第二に其次を第三よ次第に署名せしむ而して斯く數  
名の候補者を指名するを許す者の撰擧者をして第一署名の者を擧

くる能はざらしめば之れを第二署名の者に得せしめ第二署名の者  
に失せば之れを第三若くは第四署名の者に得せしめ撰擧者をして  
充分の満足を得せしめざるも全然其望を失ししめざるにあり扱て  
計票の場合に當り若し第一署名の候補者にして程度數以上の多票  
を有する時の剩餘の投票を取りて之れを第二署名の者に與へ第二  
第三皆な斯の如くす若し又た之れに反し第一署名者の票數にして  
程度 **■** に満たざる場合に於ては第一署名者の投票を盡く取りて之  
れを第二署名者に與ふ第二者之れを得るも尙ほ程度數に達せざる  
歟之れを第三者に移すべし如斯して程度數に達する者を得遂に議  
員の定數充るに至つて止む、

閉氏撰擧  
法案の利  
益

以上の閉ア一氏撰擧法案の要略なりとす意ふに氏の方案の誠とよ千  
古未發の卓見にして政治社會に非常の鴻益を與へたる者之れに比敵

第十三章 少數代表法を論ず

第一の利益の眞正の多數を代表するに在り

する者あるを知らざるなり、請ふ其の利益の二三を左に擧げん、  
(第一)此の法案を用ゆるべきは少數を以て代表を失ひしむるの弊を除却するを得べし、蓋し此の法案の主とする所の一撰舉區より撰舉するに、數撰舉區の連體より撰舉するに拘りらず、苟くも程度數に充つるの投票を得たる者は即ち、當撰するを得るか故に、一區のみにて到底望を達する能はざるの少數の他の撰舉區と協同して其望を達するの便あり、即ち甲乙丙丁の四撰舉區あり、一人の候補者を撰舉したりとせん、然るに各區の票數を別々に計算すれば孰れも皆な少數にして程度數に満たすとせし、從來の撰舉法にては斯る少數の終に代表數を得ずして止むと雖も、氏か法案を以てすれば苟くも四區の投票數を合算して程度數に達するを得ば、其代表を得べし、是則ち第一の利益なりとす  
(第二)從來の撰舉法に由れば代議士たる者往々名目のみ撰舉者を代表

第二の利益

益の有實の代表を得るに在り

するに過ぎずして撰舉者の己れか撰まざる人を以て自己の代議士となすの弊ありと雖も、氏の方案を以てすれば撰舉者の眞に所望の候補者を擧ぐるを以て、代議士も亦た眞に撰舉者を代表し、程度數の如何に由り或は五千人の代表者たるべく、或は一萬人の代表者たるべく、且つ撰舉直接なるか故撰舉者と被選者との關係甚だ親密よりて代議士の利益とする所の即ち撰舉者の利益とする所に投し、於是乎代議制度の眞目的を初めに達するを得べし、(第三)能く有識具才の人を擧げて代議士たらしむるを得べし、既に述ふる如く、歐米現行の撰舉法に據れば偏へに財産を以て重要な資格と爲すの弊あるか故に、才識ある者も雖も巨萬の財産を擁するに非ずんば當撰を得る能はざるなり、然るに氏の法案に據れば撰舉者の自區の候補者をして代表せしむるを屑とせされば全國に就て適當の人を求むるを得るか故に、夫の地方の富

達

第三の利益の眞正の多數を代表するに在り

歐米撰舉  
上一種の  
弊習

不得已自  
黨領袖の  
指名者を  
撰むこれ  
この最大  
なるもの  
なり

豪にして其名外に知られざるか如き者の到底議員の列に加はると能  
はざるに至るべし且つ夫れ從來歐米の習慣に由り一種人材の撰庸を  
妨障する者あり他なし黨派撰舉の弊習是れなりとす即ち有識の人と  
雖も苟くも有力なる政黨員の援助を藉るゝ非すんば到底撰を得さ  
るか如き又た政黨部内に於ての撰舉者たる者必らず自黨領袖の指名  
せる候補を撰ふゝ非すんば終つて投票を爲す能はざるか如き其最も  
大なるものなり總して政黨部内にありての只た偏へに多數の自家黨  
人を舉ぐるに汲々たるか故に往々世人の聞知せざる庸才を舉ぐるの  
場合なきゝあらず蓋し有爲活潑の人才の常に自家の意見議論を露出  
して憚らざるを以て之れを賛賞するものありと雖も亦た之れを譏  
り之れを嫉むもの少からず蓋し俊傑に免る能はざる所なり而して如  
斯く毀譽相半にするの人を舉げんとするときは他の抗抵妨障を蒙む

撰舉の弊  
此に至り  
て極まれ  
り之を矯  
正するの  
閉案を  
氏の方  
案を  
實行す  
るに在り

り終に撰舉を失するの恐れあり然れとも若し何人をも撰舉せざらん  
か忽ち反對政黨の爲めに勝を制せらるべし故に勢ひ世間褒貶の最も  
少なき不聞の庸才を舉げざるを得ざるに至るなり故に今日の有様に  
ての撰舉人又向ひ子に何故に甲某を投票したるやの問を發する者あ  
らば其答辨の恐らく左の如くなるべし曰く甲某は我黨の推舉したる  
人物なり吾人の固より其人を好まずと雖も若し之れを撰まざる時  
の反對黨の方ふ於て一人の代議士を増すの恐あるを以て止むを得ず  
彼を撰舉したるなりと嗚呼撰舉の弊やこゝに至りて極まれりと謂ふ  
べし人材の撰を得ざるも何んぞ怪むに足らんや而して如斯き弊習の  
起る所以の何ぞや豈に撰舉を少區域に籠限り撰舉者をして自由に其  
所好の人を舉げしめざるに由らざらん哉若し夫れ閉ア一氏の方案を  
實行せん能ありて而かも撰を得ざるの名士の茲に初めて從來夢に

第十三章 少數代表法を論ず

第四の利益の少数を以て多数の専断を抑制せ

たも得可らざるの榮撰を蒙むるに至り、彼の政黨員の鼻息を覗ふか如き、又私財を抛て撰擧者の歡心を収むるか如き、又徒らに一地方の名望を博するに汲々たるか如きの陋習の漸然として絶ゆるに至るべく、政黨の弊風も又大に矯正するを得べきなり、こゝに至りて若し撰擧者に對し、子は何故に某を撰擧せるやを問ふあらば、其答辨の當さに前者に異なるべし、曰く、余の嘗て某の演説を聽聞せるに、其政治上の意見の恰かも余の持論と符合し、且つ某か正直獨立の士なるは、世人と共に余か深く信じて疑はざる所なればなり、と如斯にして人を得ざるの謂われある可らざるなり、是れ即ち氏か法案に由りて得べき第三の利益なりとす、(第四)名士識者一たび擧げられて國會に出るを得ば、縱令其數少なりと雖も、能く其の名論卓見を以て多数の議員を刺戟し、其専断を抑制するを制べく、又た以て無識者流をして其向ふ所の方針を知ら

在りむるに

いむるを得べし、吾人雜々議場の實況を案するに、凡そ議事の際甲派の説に與みし、或は乙派の論に與みする者の自家に定説ありて然るにあらず、多くの胸裡一團の思想あるにあらず、只た勢に制せられて雷同附和するに過ぎざるを見る、今若し不偏不黨の識者を議場に雜じ、公明正大の識見を以て能く各派議論の理ある所を指點し、無定見者流をして其就く可き所を知らしめば、議事又大いに宜しきを得べきなり、今左圖を以て之れを解せんに、甲乙の對峙相争ふの黨派なりと、丙の少數



第十三章 少數代表法を論ず

又當りて丙なる識者の公平に理非の存する所を判別し痛快に甲派の議論を駁し乙派を助くるあらば丁戊以下の甲も就くの決心は變りて終に乙派も與みするに至るべく又た甲乙の議論與ふ非する時の去りて丙に與みすべく何れにしても正義に就て決を取るに至るべし少數識者の勢力決して微なりと爲す可らざるなり、

亞全斯の實例

昔一亞全斯の人民の久リチン若くのバグヘルボラスに其政務を委任せず却て内治に於ても外交に於ても仁シヤス若くの亞ルキバマデーに委任せり而して久リチン若くのバグヘルボラスの多數の代表者にして仁シヤス及び亞ルキバマデーの智識ある少數の代表者なり、以て見れば凡庸の人民と雖も若し機會を得て久しく賢達之士に接すれば遂に之れを信任するに至ると明かなり故に計數上の投票に於ては智識ある少數の議院に於て其權力甚だ大ならずと雖も其冥々

暗々の裏に施す所の勢力に至ては實に洪大なる者あるなり之れを古の史乘に徴するに少數と雖も有識の士の常に政治を左右せり而して現今の代議制度に在りて獨り然らず是を以て賢達之士時々疑ふて思へらく彼の希臘の勢ミストクレース及び泥モスセテースか能く國家の危急を救ひ一言以て天下の輿論を定めたるが如き必竟史家夢中の談柄にあらざらんやと吁々此疑を來さしむる者果して何の罪なるぞ豈に撰擧其法を盡さざるの罪にあらざらん哉、

第十四章 投票法を論ず

○二種の投票法(開示投票法、匿名投票法)○匿名投票法を可とするの論○  
匿名投票法を(治政)上に用ゆ可らず○撰擧權は公權なるや將た和權なる  
や○撰擧權の和權に非る所以○匿名投票法は和私に用て便利あり○國會

撰擧

二に之を用て可なる場合

私

名

私

會

二種の投票法

吾人か次きに論言すべき一問題の投票法なりとす、即ち投票の法の開示なるべきや將た匿名なるべきやの疑案之れなり、抑々開示投票の制どの撰擧者をして公然其姓名を投票箋に署記せしめ之れを公展して投せしむるの法にして、匿名投票の制どの撰擧人をして其姓名を署記せしめず密封して之れを投せしむるの法なり、意ふに兩法何れか、利なるや蓋し互に得失なき能はず、而して匿名投票法を主張する者曰く抑々人生の不完全なる何人と雖も情慾の爲めに制せられ威權の爲めに枉げられざる者いならず、今夫れ開示投票を爲さしめんには或の

匿名投票を可とするの論

開示投票の有害なる所以  
三十八字  
二の比較  
一上三十三字  
ニ法ニ  
三十三字  
電コレ  
三十三字  
往教見  
三十三字

憚かる所ありて終に眞實所望の人を擧ぐる能はざるか如き弊害なりとせんや、例へば一大商家あり其雇使する者の内、撰擧權を有するもの前數百千人ありと假定せよ、若し斯る場合に於て雇主の代議士たらんことを欲せば被傭者の情誼上勢ひ他を棄て、先づ雇主を撰はざるを得ざるべし、而して雇主の之れを強ゆるの場合に於ては幾んど避るの道なかるべし、何んとなれば雇主の投票箋を檢點し其已れを撰擧したる者と否らざる者とを容易に知ることを得可ければなり、而して雇主を撰擧せる者の其歡心を収め、然らざる者の排斥を蒙むるの免る能はざる所なるか故に、苟くも獨立の心あり、自營の道ある者にあらざれば斷然己れか信する所を行ふこと能はざるべし、是れ開示投票法の免る能はざる弊害なり、然るに若し匿名投票の法を以てすれば設令は威權の迫るあり、賄賂の屬するありと雖も他をして己れが指名者を知らしめ

第十四章 投票法を論ず

匿名投票  
法の政治  
に用ゆる  
可らず

撰舉權は  
公權なる  
や將た私  
權なるや

さるか故、忌憚なく投票を爲すを得べしと、是れ匿名を好しとする者の  
唱ふる所なり、意ふに匿名投票法の撰舉の一大要機なり、世人或の之れ  
を用ゆるを卑怯なり、憶病なりと爲す者ありと雖も、素より非なり、蓋  
し秘密の時、大に重せざる可らず、秘密によりて大に弊害を防ぐこと  
を得るの場合なきにあらざればなり、吾人は匿名投票法を用ゆるを不  
可なりと爲す者にあらず、唯た政治上之れを用ゆるの投票の原則に背  
馳すと爲すの之、何を以て之れを謂ふや、之れを辨するに當り、先づ投票  
權の果して私權なるや、公權なるやを明らかにせざる可らず、  
抑々匿名投票を主張する者の撰舉權を何とか解するや、試みに論者に  
向て問はん、子の何が故に匿名投票を用ゆるやと、必らずや我撰舉を行  
ふに、敢て他人の委託を受け責任あるの事を爲す、非ず、我が一身の私  
見を以て、我が一身の便宜を計るに外ならずと答ひん、否、苟くも論理

匿名投票  
を好しと  
する者の  
撰舉權を  
認め私權  
と爲す

の法を辨せば、必らず斯く答ひざるを得ざるべし、蓋し撰舉にして自家  
一身の利を圖るか爲めにあらず、社會全衆の公利を謀るか爲め、公衆よ  
り委託を受けたる者と爲さん歟、社會公衆の撰舉者が如何なる人物を  
撰舉せるやを知るに充分なる權利を有すべし、然るに匿名投票法に社  
會公衆をして之れを知らしめざる者にあらずや、然らば匿名投票を主  
張する者の撰舉權を私權と認むる者なりと見做すも宜ならずや、而し  
て是れ唯だに吾人が論理上より斷下するの推測の之にあらず、著名な  
る英國の政治家、ワイト氏の如き、自ら揚言して撰舉權の公權にあ  
らずと爲せり、ワイト匿名投票の本旨、豈に如斯きものならんや、必竟する  
も公共の爲め便宜を謀るの變則法なるに外ならず、而して沿習  
の久しき遂に撰舉權を以て私權を認めしむるに至れり、匿名投票の價  
値を損すること甚た大なりと謂はざる可らず、

撰舉權の  
私權なら  
ざる所以

撰<sup>選</sup>權素と私權にあらず然れども假り又一步を譲りて之れを私權なりと許るさん歟吾人の終に之れを許るす能はざるなり蓋し撰舉權とい國の人民を統治する代議士を擧ぐるの權なれば即ち直ちに之れを呼びて一國の統治權ありといふて可なり而して凡そ人生自家の私權を以て他人を統治することを得る乎若し夫れ得べくんば何ぞ政府を設くるの必用あらんや何んぞ無政府を以て慘虐の最も大なる者と爲すことを得んや意ふに此の結論を示さば撰舉權を以て委託權にあらず一家の私權なりと論する者と雖も恐らく然りと心服する能はざるべし且つ夫れ撰舉權にして若し私權ならば匿名投票論者が主眼とする所の終に達すること能はざるべきなり何んとなれば論者が匿名投票を好しとするの根據は以て賄賂の弊を除き以て威逼を制するに在り然れども撰舉權にして私權ならば賄賂の爲めに之れを枉ぐる

匿名投票  
を主張す  
る者の自  
家撞着

撰舉者の  
自家の安  
固利益の  
固利益の  
固利益の  
同時に  
謀らざる  
へからす

も威權の爲めに屈するも撰舉者の自由なり何んぞ他より之れを干渉するの理あらんや論者の一方に於て撰舉權の私權なるを説き一方に於て之れを檢束せんとす自家撞着も又た甚しと云ふべし凡そ人一身一家の利害を顧みず専ら身を社會の公事に寄する者にあらず撰舉を行ふが如き自家の安固と利益を圖るは蓋し其目的の一なるに相違わらずと雖も單に之れのみを以て其の目的となす可らず須らく自家の安固利益を謀ると同時に他の同胞の安固利益をも謀らざる可らず否な一般人民の安固利益を謀るは結局私家の安固利益を謀ると同一點に歸着する者なれば主として公衆の利益を謀ることを勉めざる可らざるなり去れば此權たる其所有者が任意濫用すべき者にあらず必らずや之れを行ふに當り小心翼翼を戒慎を加へ正直公平を主とし毫も私曲偏倚の事ある可らず要するに撰舉は儼然たる公撰



撰 舉の本  
旨を知ら  
ざる者に  
票を許す  
の大弊

且出義務にして決して私有の者にあらざるなり以之苟くも撰舉の本  
旨を解せざるあらん歟是れ未だ此の公權を委す可らざる者なり願ふ  
も若し如斯の者流に之れを委するあらんに必らずや彼れ愛國の赤  
心を失ひ終に公權を以て自家一身の私利を營むの機械に供するに至  
るべし而して事態如斯なる時は是れ恰かも壓抑の虐主を生ずると一  
般ならん否な壓抑の虐主に比すれば一層惡むべき者を生ずるに至る  
べし蓋し暴君の公然野心を逞ふして敢て憚らすと雖ども是れ陽に  
公明正大の機關を藉り陰に曲事を爲す者なればなり且撰舉の本義  
を誤解するの弊や亦た大ならずや凡そ社會の公事お當る者即ち彼の  
官吏の如き者の必らずや社會公衆の望む所を以て之れか心と爲さ  
る可らず然れども世間の實際を顧みるに公事に當る者必らずしも社  
會の冀望を以て心に休せず又た設令心よ之れを休するも社會公衆よ

匿名投票  
法の撰舉  
權を誤解  
せしむ

匿名投票  
法の私會  
に用て便  
利あり

り其行爲を見れば其の冀望に及らざるもの滔々皆な是ならざるなく  
公衆の冀望より一層深かきの感情を以て其心と爲す者の如きに至り  
ての實に寥々晨星を看るよりも尙ほ稀れなり斯る世間の實際なれば  
凡そ事の明瞭にして秋毫も誤解を容るゝ餘地なきものと雖も尙ほ  
往々にして委託者の冀望に副らざることあるを常とす今夫れ匿名投  
票の如き極めて權利に誤解を來し易き法を取りて撰舉の機械に供さ  
る撰舉者たる者豈に社會公衆の利害を顧みず只だ私交上誰某を好む  
が故に之れを撰舉すと謂ふが如き思むべきの弊害を生せざらんとす  
るも得可けんや、

以上推開せる所の理を究むれば何が故に匿名投票の公事に用ゆ可ら  
ずして之れを私事にのみ用ゆ可きことを知るに難からざるべし蓋し  
私會に在りての専ら自己一身の利害を旨とし他の利害を顧みるの義

務なき者なり故に人を撰擧するの場合に於ても又己れの利を旨とし何人にも其の好む所の人を擧げて可なり蓋し好悪の人心の自由に於て他人の得て干渉す可らざるものなればなり只だ互に相識るの間に在りて公然某を排し某を擧ぐるの自他の感情を損するの弊なきにあらざる故に斯る場合に臨むて匿名投票を用ゆるあらば彼此相啣むの弊を避け以て交誼を全うするを得べし且つ私會に於て投票の際詐偽の行なれる虞少なきを以て之れを用ゆるも又一二の弊害ある可らざるなり匿名投票の私會に於ける如斯の用あり而して國會撰擧に於ては事大に同からず今夫れ普通撰擧の法を用ひ各人盡く撰擧の權を有するの場合に於ても投票者一身の利を圖らず専ら公衆の利害を体し投票の際に臨むて投票を爲す者の吾れ一人なり國民幸不幸の繫る所只た吾れの判斷に由るとの心得なかる可らず而して公事に關す

投票を公  
示するの  
政治上の  
徳義也  
國會撰擧  
に匿名投票  
を用ひる  
て可なる  
の場合

る撰擧の性質如此なる以上の社會公衆の眼前に投票を公示し其批評判斷を自由にせしむるの素より當然の事にして實に破ふる可らざる政治上の徳義なりと謂ふ可し

開示投票の素と國會撰擧法の本則なり然りと雖も又之れを用ひて不可なきの場合あり即ち撰擧人の多數にして有力者に強迫せらるゝの弊風あるか若くは賄賂の陋習盛んに行なはるゝの國土に於ては匿名投票を用て大に弊害を免るゝことあり即ち羅馬共和政治の末路に當り右族の權勢を專らにして多數の人民之れか壓抑を蒙むり撰擧を隨意にする能はざりし時に當り匿名投票を用て大に利益を感じたるか如き蓋し其實例なり然りと雖も匿名投票既に投票の正道にあらざる以上の之れを用ひざるを好しとす只た開示投票を用ゆるの弊は匿名投票を用ゆるの弊より却て大なる時ふ於て單り之れを用ゆべき

蓋

第十四章 投票法を論ず

第十五章 代議士の任期を論ず

○任期を設くるの必要 ○任期長きに失するの弊 ○其短きに過くるの弊 ○任期の長短は一定の規則を以て律すべからざる所以 ○全部改撰法の必要

任期を設くるの必要

代議士を選舉する方法は前章に於て之れを論せり而して一旦適任の代議士を得たる以上の之れに永久代議の權を委して可なるが如くなりと雖も凡そ代議士に要する所の者の只たに政治上の智識経験のみにあらず又た始終選舉者の意嚮を票準とし之れに背馳せざるの節なきを得ざるなり然り而して若し永久代議士をして職に在らしむるときに終に國民の興望に背くの政治を施すに至るを免れず是れ代議士の在職に期限なきを得ざる所以なり抑々代議士在職の期限の之れを長ふするを好しとするや將た之を短ふするを好しとするやの問題に關して學者の議論一ならずと雖も蓋

第十五章 代議士の任期を論ず

任期長きに失するの弊第一

一長短共ふ得失なき能ざるか如し、今任期を長ふする弊の一二を擧ぐれば、(第一)被撰者の撰擧者の輿望に背くも撰擧者之れを黜くる能はざるか爲め、代議士其位地に安んじて其責任を重んぜず、自ら撰擧人の利害を忘却して終に人民の意嚮に反する法律を布て顧みざるに至るべし、(第二)設令人民の意嚮に背かざるも代議士中種々の議論を主張する者ありて互に相和せず、爲めに立法を阻滯するの弊ある時と雖も之れを解散して善良の代議士を擧ぐることに能はざるべし、(第三)代議士在職の任期長きに失する時の行政官と種々情實上の關係を結び、終に行政官吏をして私利を専らにせしむるに至るべし、即ち彼の米國の大統領か元老院と互に連合して己れの利益を是れ謀り、一國の利害を後にするか如き其原因種々あるべしと雖も、代議士任期の制宜なきを得ざることに其重なる原因なりと謂はざる可らず。

第二

第三

任期短きに失するの弊第一

第二

第三

第四

任期の長短の一定を以て律すべからざる所以を要するを要するを要する

然りと雖も代議士在職の任期短なるに失する時も齊しく弊害なき能はず、(第一)代議士の未だ施治に慣熟せざるに先ち早く退職せしむるの弊あり、更迭頻繁にして爲めに政機を滯滞するの弊あるべし、(第二)代議士の其の位地に安んぜざるか爲常に苟且の政策を施すことを之れ勉め、遠大の計圖を立る者なかるべし、(第三)議員の未だ其才を顯はすに至らずして罷めるの弊あるべし、(第四)政府の常に動搖し確固不拔の政府を組織する能はざるべし、是れ任期の長きに失するも短かきに過ぐるも與に弊害ある所以なり

然り而して之れを長ふするも否と、到底一の規則を以て律す可きにあらず、須らく時勢と國情の如何に問ふて之れを取捨せざる可らざるなり、若し夫れ今日の英米諸國の如く輿論の勢力強大にして代議士の一舉一動の直ち演説新聞の批評する所となり、代議士も隨つて大

任期を長  
ふす可ら  
ざる場合

全部改選  
の必要

國會議員  
の全部を

に警戒し人民の意嚮に背かざらんことを勉むるの場合にありての任  
期を長ふするも敢て弊害あるを見ず否な之れを長ふすれば却て政府  
の動搖を防ぎ政治の活動を助くるの便あるべし又た以て代議士を獨  
立の位地に居き撰擧者の抑壓を避けしむるを得べきなり之れも反し  
輿論の勢力甚だ微弱にして代議士の舉動を一々批評する者なく爲め  
に代議士の偏へに自家の私利を營なみ公務を後にするの場合に於て  
其の任期を極めて短かふし其弊を防がざる可らず要するに議員在  
職の期を定むるの國情に問ふて之れを斟酌するの一法あるのみ  
代議士任期の長短の一概に定む可らずと雖も其の改撰の必用を疑  
ふべからず而して其必用なる所以の人民意嚮の代表を失ふ者に代ゆ  
るに新たに其の意嚮を代表する者を以てするにあり故に苟くも其任  
期満るの時の國會を組織する全議員を一時に改撰するを要す若し夫

改撰する  
を宜しと  
す一部改  
撰を宜と  
せず

米國改選  
法の弊害

れ否らずして其一部分を残して改撰せざるが如きことあるに於ては、  
新組織の議院の全然人民の意嚮を代表する者にあらざるなり而して  
改撰議員にして極めて少數なる時の此の議員の新たに人民の意嚮を  
代表しなから之れを代表するの實を擧ぐる能はず却て既し人民の意  
嚮に背馳する舊議員の爲めに壓倒せられ改撰の效用毫もある可らざ  
るなり即ち米國の改撰法の如きは此の弊害を免れざる者と謂ふべし、  
蓋し米の議員改撰法に據れば議員の全數を一時に改撰せず其三分一  
のみを改撰するを常則とす必竟此の制度を設けたる所以の素と一時  
に全員を改撰する時の立法行政に慣熟せざる者のみを集め爲めに政  
治を澁滞するの憂ありとの趣意に出でたる者なるべし然れども之れ  
に由りて起るの弊や却て大なる者あり即ち三分の二を占むる代議士  
の常に大統領と氣脈を通し新議員の施措を妨げ苟くも新議員にして

舊議員の願使に任むるにあらざるも、毫も働らざるを爲す能はざるなり、  
■ 々議員を改撰するに其趣旨新たに人民の輿望を代表せしむるに在り、  
而して舊來の議員に妨げられて其の措施を自由にする能はざること  
と如斯んば議員改撰の要將た何れにかある、吾人の之れを知る能はざるなり、

第十六章 議院論

○二局議院論の要旨○一局議院論の要旨○立憲政体の本義に照して二局議院法を可とする所以○立憲政体の本義を解して尙ほ一局議院を主張する其理由二あり○其非を辨す○英國上院組法の五弊○其論○善美なる院を組織するの要素何如○彌兒氏上院論○同氏兩院を組織する議員品質の異同論○其批評○一局論者の三大失○一局論者の説を駁す

代議士選舉及び其任期の法既に説き了りて今や憲法論中議論最も區々なる一問題を討究する場合に際せり即ち議院の一あるべきや將た二なる可きや問題これなり而して之れを講究するに當り先づ兩論者の説く所を公平に臚列すべし、

議院の二局ならんことを主張する者の論旨を舉ぐれば大概左の如し、  
(第一) 議院の二局を要する所以、輕忽急遽に政事を論決するの弊を避くるに在り、蓋し議院を二局にして一旦第一院に議決する議案

第十六章 議院論

二局議院論の要旨  
第一、輕忽急遽事を決する

の弊を防  
制するに  
在り

も更らに移して第二院の討議を経ざる可らざる以上の議案起草者  
の必らず大に意を用ひ可成他院の駁撃を蒙むらざることを力め鄭  
重の調査を遂げ審密の討議を経るの後も初めて之れを他院の議に  
移すべきの必然なり如斯くよして輕忽の立法を制せざらんとする  
も得んや是れ議院の二局を要する所以なり

完全

第二、偏  
頗事を議  
するの弊  
を避け中  
正の立法  
を得るに  
在り

(第二) 議院一局なる時の議事自ら偏頗に流るゝの弊ありと雖も之  
れを二局にする時の局外の位地に在つて公平無偏の批評を下し始  
終他の一局を監視するの效あり蓋し第二局の輿論の方向と其勢力  
を知るに極めて便利の位地に立つ者にして萬般の議案の未だ第  
二局に於て討議せざるに方り第一局の議員及び世間の學士論客の  
盛んに之れを論評するが故に其間に立つて第二局の議案の可否得  
失と之に關する輿論の嚮背とを詳悉するを得輿論の等閑視する議

第三、政  
黨の詭計  
を防ぎ有  
力者の專  
横を制す  
るに在り

案の第二局之れを拒絶するも敢て世間の感情を傷ふことなかるべ  
し輿論極めて之れを稱賛する所の者と雖も若し之れを非とせば  
世間の感情を傷ひすして之れを修正加除するを得可し加之ならず  
第二局の先づ第一局の議員及び世間學士論客の意見を見聞し其華  
を抜いて己れの意見を立るを得きか故に其方案の極めて中庸を得  
其の立法の能く中正を得べし  
(第三) 議院を二局にするときは能く政黨の詭計を防ぎ有力者の專  
横を制するを得べし凡そ議院に於て自家の意見を貫徹せんとすれ  
ば必らずや多數の同意を得ることを勉めざる可らず然るに若し多  
數にして始終之れか同意者たらんに爲にその權力を過大にして專  
肆の弊を生ずるに至るべし彼の米國の如き其一政黨の勢力甚だ微  
弱にして他黨に對峙するの力なき時の忽ち非常の勢力を反對黨に

人民專制  
一の君主  
專制の害  
に異なる  
なり  
に局議院  
論の要旨

第一、時  
日を徒消  
せず政機  
を失せさ  
るに利あり

與ひ專肆驕傲至らざる所なり、恰かも寡人政治の状態あらむるに  
何人も能く知る所也、議院の一局よりして他に之れを監視する者なき  
時も又同一の弊なきを得ざるなり、而して人民專制の弊は君主專制  
の弊と毫も異なる所なきを知らば豈に恐れて之を避けるを得んや、  
是れ議院を二局にして其專制を防制する所以なり、  
以上の二院を可とする論旨の要略なり而して一院を可とするの論旨  
を略提すれば左の如し、  
第一、二院を聯立する時の政務を舉行するまで、多くの時日を消  
過し爲めに政機を失するの弊あり、蓋し議院にして一局に止まらば  
議案は其の議決を経て直ちに執行せらるべしと雖も、若し之れを  
第二院に移し更らに討議を経ざる可らざるに於て、勢ひ多少の日  
子を要し政務澁滞の弊を招く可きなり、

第二、經  
濟上國費  
を徒消せ  
ざるの利  
あり

第三、二  
院を設く  
るも其實  
一院と同  
べしに歸す

第四、二  
院を設く  
る時の少  
數を多數  
を制すの  
弊あり

(第二) 議院を二局にする時の經濟上の弊害を免れず、蓋し議院を維  
持するの國費の決して鮮少なる者にあらず、一院の經費すら尙ほ要  
部を占む況んや之れを二にするに於てをや、

(第三) 議院を二局にするも實際一局を置くも異ならず、試みに二院  
の聯立して久しきを經たる者を看よ、必らず兩院の權力は強弱の別  
を生じ、兩者の内孰れか權力を專にするに至るべし、而して其權力を  
專にするの局の取りも直さず人民輿望の歸する所なれば勢力の益  
々之れに歸し、他の幾んど在れども無きか如くなるに至るや必せり、  
之れ議院を二局にするを要せざる所以なり、

(第四) 議院を二局にする時の少數を以て多數を制するの弊あり、蓋  
し孰れの議院組織を看るも下院議員の數は上院議員の數に比れば  
多きを以て例となす、然るに今下院に於ける多數議員が決したるの



第五、二院を設く  
る時の政  
治機關の  
雜の爲め  
政務を混  
亂するの  
弊あり

第六、二  
院を設く  
るの思想  
の原理に  
背反す

議案をい上院に移し審議の未遂に之れを破毀するか如きことあら  
んには是れ豈に多數決の原則を破ふる者よあらざらんや、

(第五) 議院を二局にする時の政治の機關を複雑にするか爲め政務  
を混亂するの弊あり夫れ政治機關の簡ならんことを欲するの何れ  
の政治社會に於ても皆な同一にして政治家常に之れを計るに汲々  
たり然るに今第一院を置か上に尙ほ他の一院を設けんとす是れ豈  
に好むて政治の混亂を求むる者にあらざるや、

(第六) 二院を設くるの思想の原理を背反す凡そ人間一題案に就て  
同時に二様の意思を抱く可き者よあらず故に人民の意思を代表す  
するの立法部の必らしも一ならざる可らず若し之れを二に三に  
せば必らしも人民の意思を達する阻碍たらずんばあらず、

兩派の論者が唱ふる所概むね斯くの如く互に道理なきにあらずと雖

立憲政体  
の本義に  
照し二院  
論を可と  
する所以

武氏の英  
國政体論

獨

も余の立憲政体即ち多數異質政体の本義に照し二局議院論を主張せ  
んとす既に政体論に於て述べたる如く立憲政体は能く百般の弊害を  
免ぬかれ諸政体の間に卓立する所以實に異質の主權者相集まりて其長  
所を併せ互に相扶け互に相制し以て政權の偏重偏輕を防ぐに是れ由  
るなり英國の法家武ラックストーン曾て英國の政体を論じて曰く我  
か政体の君主貴族共和三政体の弊害を去りて全く其長所を併有する  
者なり蓋し我政体の組織たる君主一人執法の大權を占握し以て萬機  
の要政を掲載す故に極めて專横なる君主政体に特有せる嚴盛無比の  
勢力を持せり然れども制法の大權の如きは即ち各自獨立せる三個の  
機關相共に協同して之れを宰執す何をか三個の機關と云ふ曰く君主  
一なり僧俗の兩華族即ち門閥資産敬信智識豪勇等を以て撰擧し恰か  
も貴族政体の体制を成す者二なり下院即ち民衆の撰擧に出でたる秀

立憲政体の長所の三種の要素を具するに在り

具ふ

才の一体にして又た幾んど民主政体の形状を成す者三なりと、立憲政体の如此く三政体の長所を併有したる組織なるを以て、君主の果斷決行政務を處するを得ると雖も、而かも暴逆肆行に陥いることを得ず、上院の君主、人民の間を調和するの威信を有すと雖も、而かも朋黨を結び私利を専らにすることを得ず、下院の人民の望を代表して立法の局に當る者なりと雖も、而かも威權の輕きことなし、是を以て政治の機關に常に其の運轉を圓滑にし、其根據崩馳するの患あるなし、是れ三種の要素を具ふるか故に外ならざるなり、既に三種の要素を具ひて此の妙用を爲すものなり、豈に其一を廢す可けんや、多數異質政体即ち立憲政体を立てんとすれば、議院の必らず二局ならざる可らざることを、多言を要せずして明也、

以上の甚た靚難きの理にあらず、然り而して多數異質政体をよとせし

立憲政体の本義を解して尙ほ一局議院を主張する其理由二あり

其第一理由

英國上院の沿革及下院の沿革

て尙ほ其議院の一局ならんことを望む者多きは、何ぞや、惟ふに其理由二あるが如し、即ち英國の上院の特種の事情に由りて起り、特種の事情ありて政治上の効用を爲す者なれば、決して他邦に於て之れを擬す可らずと爲すこと、(第一)理由なり、蓋し英國の上院の同國の君主政体と幾んど其淵源を同する程の舊制度にして、今日こそい上下院聯立すと雖も、往時の下院未だ起らず、上院實に唯一の機關たり、即ち亞モスの英國憲法に其沿革を叙する所を見るに曰く、今を距ると幾んど一千八百年前英國にては上院獨り立法、行政の二大權を有し、其議員は皇帝より封土を受領し之に報ゆるに軍務を負擔すべき責任を有せる人、或は要路の有司より成り立ち、皇帝實に之か議長たり、然るに其後二次の變遷を経て終に今日あるに至れり、二次の變遷といは(第一)此大公會(當時稱す)中より要路の有司を分離して小公會即ち内閣を作りたること、(第

英國の特  
權を細尋  
す

「二貧小なる貴族を富大なる貴族と分離し別に一院を形くらしめたる  
 こと是なり即ち今の下院の第二次の分離によりて起りたる者也云々  
 英の上院は斯く自然の順序を経て起り内閣と下院の根源たる程なれ  
 ば其の勢力も亦彼の忽然理論上より起りたる上院と自ら異なる所な  
 くんばあらず加ふるに英國人民は保守の精神を富めるか故に昔時上  
 院を崇重せる習慣の傳ひて今日に至るも滅せず民権旺盛の今日なる  
 又拘りらす尙ほ世襲貴族を廢することを爲さざるなり否な廢する能  
 りざるなり是れ特り英國に存するの事情と云ひざる可らず且つ又英  
 國上院に列するの貴族の多くの皆な大地主にして下院に列する大地  
 主と財産上の利害を同ふする者鮮からず又た英國の貴族の平民と結  
 婚すること自由なるか故に血統上の關係を下院議員と有する者も少  
 からず以之若し上下兩院の間に軋轢不和等を生ずる場合に兩院よ

其第二の  
理由

り多數の仲裁者を出して之れを制す是れ又た英國固有の習慣と云ふ  
 可し凡そ此等の事情具はるにあらすんば英國の制度漫りに學ぶを得  
 ず徒らに其の外形を擬す可らずとい是れ論者の第一の理由と爲す所  
 なり而して其の(第二)の理由と爲す所の英國上院の多弊にして學ぶ可  
 らずと爲すにあり蓋し英國上院が立憲政体に與ふる大体の效益の武ラ  
 ックストロイン云ふ所の如くなりと雖も立入りて深く内情を考ふれり  
 又た決して弊害なきにあらず即ち前述の如く上院議員の多く門地に  
 依りて任せられ而かも貴族の如き其位を子孫に傳ふるか故に往時  
 こそ門地位爵の俊才を代表したれ今日に於ては門地あり位爵ある者  
 必しも俊才にあらずのみならず位爵門地は却て庸才を代表するの  
 實際といなれり加ふるに保守の空氣の院内に充塞し議員たる者徒ら  
 に舊慣を墨守し以て改進を障礙し下院より提出せる時務剴切なるの

議案も或の爲めに實行を妨げらるゝことなきにあらざる之れ論者か多數異質の政体をよりとして尙ほ議院を二局にするを欲せざる所以の二なり、論者の理由とする所全く眞ならずと雖又強ち謂れなきにあらざるなり、

然れども論者の一を知りて未だ他を知らざる者なり蓋し英國上院の特種の事情ありて起り又た多弊を具ふることの論者の説く所の如し吾人の論者と共々英國上院を移して直ちに他邦に擬せんことを欲る者にあらざるなり然れども英國の多數異質政体か善美なる成績を擧ぐる所以の議院の二局なるに由ること又決して忘る可らざるなり二局議院の英國政体を善美ならしむる所以の上院に特種の事情あるのみに歸す可らざるなり寧ろ英國上院の多數なること論者説く所の如くなるに尙ほ其政体を善美ならしむる者の必竟議院を二局にするの

其非を辨す

英國上院に就て學に可き其組織にあらざるを以て議院を二局にするに要する所

效なりと思惟せざる可らず要するに英國政体に就て學ぶべきの上院の組織にあらざりて立憲政体の下に二院を設けざる可らざる所以なり論者の之れを是れ思はず偏へに其多弊なる組織を觀て到底議院を二局にす可らずと爲す何ぞ思はざるの甚しきや、論じてこれに至れば一局論者が二局論者に與ふる駁論の甚だ多き所以を容易に知るを得べし即ち論者の善美なる上院組織の法を定めず偏へに英國上院の欠點を就て論下するか故に素より駁論多からざるを得ざるなり夫れ何事と雖とも利ありて弊なき者の未だ曾つてこれあらず苟くも弊を求めて之れを駁するを爲さば天下何物か駁撃を免るゝ者あらん吾人の一局論者の論議を爲す公平ならざるを惜む也抑々英國上院の制度の既に前章貴族政体を論ずるの所に述べたる如く甚た嘉みす可き者あり然れども今新たに二局議院を設くるの場合に

英國上院  
組織法の  
五弊

五弊を細  
論す

第一

於ての素より革めざる可らざるの弊害少からず其一二を擧ぐれば、  
 曰く門閥家を以て議員たらしむる事(第一)曰く貴族をして其位を世襲  
 せしむる事(第二)曰く僧侶を以て議員たらしむる事(第三)曰く議員を以  
 て其種族代表の具に供する事(第四)曰く上院議員の民庶に對する責任  
 の薄き事(第五)是也今請ふ一々其然る所以を論せん(第一)何を以て門閥  
 家を議員たらしむるを不可なりと爲す乎蓋し門地ある者必らずしも  
 才幹を有する者に非す又必らずしも世務に長する者に非す否な多く  
 の庸劣の人なるを常とす然るに之れを以て立法官の一部に置くの何  
 んぞ彼の未丁年者に立法の大權を握らしむると大差あらんや是れ余  
 か單に門閥家たるの故を以て議員たらしむ可らずと爲す所以也(第二)  
 然れども門閥家を以て議員に充て其位地を保たしむると僅に一代に  
 止まらざれば弊ありと雖も未だ甚しきに至らぬ若し夫れ其位地を傳

第二

第三

て永く之れを子孫に繼がしむるに於て其弊は實に云ふに忍びざる  
 者あらん蓋し門閥の爲めに非す賢達を以て擧げたる人と雖も  
 其位地容易に變更せざるの安心ある時は爲めに言ふ可らざるの弊害  
 を生ずると古今の實事に照して明かなり況んや賢達ならざる人を  
 て其位を子孫に襲らしむるの安心を與ふるに於てや是れ吾人が世襲  
 の制に由りて議員を擧ぐ可らずと爲す所以也(第三)何を以て僧侶を議  
 員たらしむ可らずと爲す乎抑々宗教と政治の混同す可らざるの歐米  
 の學者既に定論ある所にして僧侶を議院に交ゆる時の必らずや政治  
 宗教共に獨立を失ふの弊なきを得ず加之ならず凡そ僧侶の世務に慣  
 熟する者にあらず之れをして政治に參與せしむる時の政治上の效益  
 なくして一面に其本務を忽せにするに至るべし是れ吾人か僧侶を  
 議員たらしむ可らずと爲す所以なり(第四)何を以て英國上院の議員の

第四

第十六章 議院論

善

種族の利害を顧みるに汲々として人民の利害を顧みるに疎なりといふ乎蓋し英國の上院の族爵を代表するの議員と土地を代表するの議員とを以て成る以之苟くも自家の利害に關することにあらざる以上は如何なる重大の議案も異議なく通過せしむと雖も若し夫れ其種族の安危に關するか若くは土地に關する問題の起る場合に於ては平素缺席がちなる議員も悉く出席して嚴重に討議し苟くも自家に不利益なるの議案の決して通過するを許さざるの宿弊あり是れ必竟自家の種族に偏する者にして代議制度の眞面目にあらざるや論なり(第五)何をか上院議員の人民に對して責任薄しといふ乎蓋し英國上院の議官を撰擧するの皇帝の特權に屬し人民毫も與らざるを以て彼れ皇帝あり種族あるを知るも人民あるを知らざるなり其の人民に對して重責を感せざるも又た勢なりといふ可し只た夫れ人民に對して重責を

第五

善美なるを組  
上院を組  
織せんと  
すれば英  
國上院の  
諸弊を顧  
みる所を  
るべし  
上院を組  
織する要  
素如何  
論

藉

感せず之れを以て上院議員に人民に對する失錯あり易くして下院議員及び國民中往々上院可廢論を發する者あるなり是れ吾人か英國上院に學ぶ可らすとなす第五點なり、然らば即ち善美なる上院を組織し之れをして立憲政体に缺く可らざる機關たらしめんとすれば須らく英國上院の失點に顧みる所なくんばあらず請ふ先つ上院大体の組織法より論下せん上院を組織する要素の果して下院を組織するの要素と同一なる可きや將た英國の如く全く別種の要素を以て組織すべきや彌ル其著代議政体論に論して曰く凡そ二局を設けんとすれば一院の他を掣制して其弊害を防せく者たらざる可らず而して苟くも他を掣制せんとすれば必らず社會の應援を籍らざる可らず苟くも社會の擁護を根據とせされば決して他を制する能はざる也例への貴族を以て組織せる英の上院が憲法上樞

要の位地を占め、下院の之か隷属院たるの態を現はせるの彼の貴族か  
國外に於て盛んに權勢を振へし時にありたるか如し、若し夫れ貴族の  
勢力失墜し民權旺盛なるの日に當り貴族を以て組織せる上院を設く  
るも豈に能く下院を掣制するの力あらんや、以是視之上下院を組織する  
の要素の異にす可らざるに似たり、然れども若し其組織を同一せば  
下院の蒙むべき影響は上院に於ても同しく蒙むるべし、下院に於て  
勝を制したるの議案は上院に於ても又勝を制すべし、上院を設くるの  
必要ある可らざる也、去れば上院の組織は下院の組織と異なる所なく  
んばあらざるなり、而して其異なるの度は夫の一の貴族政体の形を具  
へ他の民主政体の形を具ふるか如き大徑庭ある可らず、例へば民權隆  
盛の國にありて第二院を設けんとすれば第一院と同しく民權を主義  
とする者あらざる可らず、決して相反する者たる可らざる也、而して兩

兩院を組  
織する議  
員品質の  
異同  
才徳ある  
政事家と  
は何そや

議院の組織上、差別を要する所の議員品質の異同に外ならず、云々是れ  
彌兒か二院組織の大体を就て論したる所にして、氏に更らば議員品質  
の如何を論じて曰く、夫れ代議士を撰舉する多數人民の概むね政治上  
の智識に乏しき者なれば、隨つて撰舉せる代議士も又た爲政の術を鍊  
熟する者のみならず、是れ多數政体に於て免る能はざるの弊患なりと  
す、斯るか故に一方に於て殊に爲政の術に鍊熟する者を擧げて他の短  
所を補はざる可らざるなり、若し夫れ然らずして、只たに爲政に慣熟せ  
る一院の爲す所に任せ、政治の常に其宜しきを得可らざるなり、以之  
第一院にして萬衆の意思を代議するからば、第二院の一身の才徳を表  
章せしめざる可らず、復言すれば、下院にして人民の代議士を以て之れ  
を組織せば、上院の政事家を以て之れを組織せざる可らず、是れ上下院  
を組織する品員の品質に相違を要する所にして、才徳あるの政事家と

上院の  
下院の  
對する  
本旨

拮

二百七十四  
彼の要職に居り曾て天下の大政に參與したる者等苟くも政治上に  
有する智識経験其人の履歴に徴して蔽ふ可らざる者あるを云ふな  
り然り而して智識経験ある者と雖も彼の或る少數の種族を特別に  
代表する者の如き既に二院大体の組織に就て論ずるか如く採る可  
らざると論を待たず必らずや多數爲政の大主義を奉ずる者たらざる  
可らざるなり且つ其下院に對するや其驕傲の之れを制し其專横の之  
れを箝せざる可らずと雖彼の反對黨の政府に於けるが加く常に抵抗  
を旨とす可らず寧ろ下院を補翼するを主とし夫の下院に於ける議員  
か主張する所の議論にして公正なるも而かも少數なるか故に敗を議  
場に取りか如きの場合に於ては上院之れを扶けて多數壓抑の弊を避  
く可きなり上院の組織果して如斯なるとき只たに第一院の所爲を  
律制するのみならず又必らず之れを助けて政治を善良の方位に向

彌兒氏上  
院組織方  
案の批評

相

彌兒が上院の組織を論ずる所を祖述すれば概むね如斯今此の組織法  
に由りて考ふれば第一上院は下院と共に多數爲政の大主義を奉ずる  
者なれば敢て民權を阻するの虞あるなし第二兩議院を組織する議  
員の品質を異にするを以て第一院の短所は第二院之れを補ふべし第  
三兩院大主義を與にするを以て其の議員は互に相嫉妬し互に相軋轢  
することなかるべし第四上院議員は種族を代表する者にあらず下院  
議員と同一く人民の利害を體する者なれば隨て民衆に對し重責を負  
ふべし要するに英國其他の上院に於て通弊とする所の盡く避くるを  
得て而かも其長所を失はず又更らに各國の未だ曾て經驗せざる効  
用を看るに至るべし意ふに一局論者と雖も如斯きの組織法を考案せ  
ば又た二局議院を非なりとせざるべし



一局論者の  
の三大失

一局論者の  
の説を駁す  
第一

以上論する所を要するに二局議院を非とするの論者は(第一)に二局議院の制を據らざれば立憲政体の實を擧ぐる能はざるを忘れ(第二)に英國上院の則るべき唯一の模範なりと妄信し(第三)に善美なる上院組織法を講せざるの三失に陥りたる者と云ふべし故に論者が説く所一にして足らずと雖も多くの皆な二局議院を非難するに足らざるなり、今請ふ本章の首端に列擧せる一局論者の所説を駁して本章を結ぶべし(第一)二院を設くる時は疑なく議事を澁滞すと雖も徒らに議事の速決を欲する時の立法を輕忽にして禍害を將來に遺すの弊あり寧ろ多少議事に日を移すも立法を鄭重にして後日の患なからしむるに若ざるなり(第二)議院を二局にする時の政費を徒消するの弊ありと云ふの説も亦た非なり蓋し此説たる第二院を設くるの必要なしと假定するにあらすんの到底起る能はざるの論なり若し夫れ第二院を置くの必

第二

課

第三

要既に論するか如く爾かく明かならんには政費何ぞ惜むに足らんや之れを例すれば猶ほ租税の賦論の如し其得失の直ち其額の多寡を以て判す可らず之れを使用するの目的より可ならん其額多きも敢て一概に非なりと云ふを得若し其目的不可なる時は設令ひ其額少なるも之れを是なりと云ふ能はざると一般なり(第三)二院を置くも結局權力の多望の歸する所に集まり二者の一必らず有名無實の者となるべしとの説は議院の組織を極めて不完全なる者と假定したるものにして若し多數爲政の國に在りて貴族院を置き之れを以て民選議院と並立せしむるが如きの場合に於ては或は論者云ふか如きことあらん然れども共に多數爲政の大主義に背馳するなく而かも其長所を異にする者を以て兩院を組織せし勢は兩院の一を偏廢す可らざる者とならん決して一院を有名無實の者と爲すか如きとある可らざるなり

第四

第十六章 議院論

四) 議院を二局にする時の少數を以て多數を制せしむるの弊ありとい  
 一局論者か反對論者に加ふる駁論中、最も痛切なる者なりと雖も、上  
 院組織の法にして前述ふるか如く民庶の意響に背馳せず、而かも下院  
 議員欠く所の長所を具ふるの議員を以て組織する上の設令以下院議  
 員多數の決議を否決することあるも是れ其非を正す者なり、苟くも非  
 を正すか爲めならば少數にして少數を制するも決して不可なりと云  
 ふ可らざるなり、好し又た上院の決議より非難すべき者あるも、上院  
 の立法上他に益する所を考れば又失を償ふも餘あるべし、況んや多  
 數の多數を制するの多院を一局にするの場合に於ても免れざること  
 なるをや、何ぞ之れを以て獨り議院を二局にするの弊となすを得んや  
 (第五) 議院を二局にする時の政治の機關を複雑ならしめ爲めに政治を  
 混擾するの弊ありとい、至當の論なれども、政治機關の簡單なる者必ら

第五

ずしも良成績を擧げず、又其複雑なる者必らずしも弊害を生ずるに  
 ならず、夫れ政治機關の單一なる者の君主獨裁の政体も過る者なく、  
 て、政治機關の複雑なる者の立憲政体に過くる者なく、然れども、政治  
 機關の單一なるか故を以て君主獨裁の政体を好しとせず、却て其複雑  
 なる立憲政体を好しとする者の何ぞや、政治機關、單復の得失の第二段  
 にして施治の便否の第一着なること知るべし、單に政治機關を複雑な  
 らしむとの理由を以て議院を二局にするを非議す可らざるなり、(第六)  
 一社會の人民の同一の問題に對し同時に二様の意思ある可きにあ  
 らず、故に議會の如き人民の意思を代表する者の必らず一局ならざる可  
 らず、若し然らずんば一院の必らず人民の意思を貫ぬくの障碍たらず  
 んばならず、この論旨の素とより理あり、單に議院を以て人民の意思を  
 代表せしむるに止まらば議院の之れを二とするを要せざるべし、然れ

第六

ども既に前述ふる如く同一く人民の意思を代表する者の中にも才徳を表章する者と否との別あり其異なる所を以て議院を二ふするに決して論者云ふか如き思想の理に背反せず且つ又た共に人民の意思に背反せざる者なる以上の又た人民の意思を妨くるの恐もなき筈なり之れを要するに一局論者の説く所の一も二局論を非難するにあらざるを知るなり

第七章 政黨論

前章下配置不備十割意ス

○政黨とは何ぞや ○政黨と黨社の別 ○政憲たるに必要な資格 ○政黨の種類 ○各種の政黨を以て ○各種政黨の害を辨す ○施政は以て何の機關として必要なり ○政二員は大同の義を以て持すれば足る所 ○英國施政の主義 ○米國施政の主義 ○施政の効用 ○政府の必用なる所以 ○非政府の必用なる所以 ○何を以て政治の二大原則 ○政治の効用 ○其一二 ○其二 ○其三

政黨とい何ぞや

政黨の釋義說明

宗教上の政黨派の非

立舉政体の機關として次ぎに二究を要するもの即ち政黨之れなり抑々政黨とい簡約に解説すれば政治上の意見を同ふするもの相團結る一之れを通徹せんとするもの云ふべし今請ふ左に其詳を説かん蓋爲一政黨とい其名辭の示斥する如く政治上の事に關し二人以上相黨する者て是れ謂ふ故に彼の宗教上の意見を以て相黨する者の如き往々者政府を更迭し政体を一變する等の大影響を及ぼす其蹟より考ふれば

第十七章 政黨論

政治に關する相與するもの必ずしも政治と謂ふ可らず

何ぞや

政黨と政治の別

政治に關係なしと云ふ可らざるも學問上の區別を爲すに當りては、これを以て政黨と稱するを得ず、蓋し其相黨するや政治を主とするにあらず、宗教を主とする者なればなり、政黨の固より政治上の意見を以て相與する者たらざる可らず、然れども只に政治に關し二人以上相與みする者を目して政黨となすを得ず、即ち彼のポリティカルクラブ(政社の如き)の政治に關し二人以上相與みする者なりと雖も政黨といへば、然る區別あるにわらずや、去れば政黨の只に政治上に關し二人以上相與するの外大同の意見を有せざる可らざるの必要あり、夫れ政社の固より政治上の事項を講談論議せんか爲め、相集まる者なり、故に意見を同する者の集合体なることあり、**意見**を異にする者の集合体なることあり、其意見の同一なること否との問ふ所にあらざるなり、政黨の之れと異にして之れを組織する者必らずしも同一の意見を有せざる可らず、加之ならず、政黨の其抱く所の意見を達すること、を目的とせざる可らざるなり、若し夫れ然らず、只同一の意思を以て相黨するに止まり、實際又爲す所なくんば、何ぞ政社と異なる所あらんや、彼の政社の既に謂ふ如く政治の事項を講談論議するにあれば、相會して共々政治の談論を爲せば、即ち可なり、其議論の決すると否と、之れを實際に履行すると否とを問はざるなり、唯夫れ然り故に、又**團結**するをも要せざるなり、政黨の之れを異にして必らずしも意見を通徹することを目的とせざる可らざるか、故に之を達せんか爲め、又相結合するを要するなり、政黨の政社と固く如斯くならずと雖も、政黨の其目的を達せんか爲めに、政社を形くり政治の事項を講談論議することあり、而して人或は之れを以て政黨の本質を害すと云ふ者ありと雖も、思はざるの甚し者なり、今之れを例すれば、政黨の尙ほ伊勢講の如し、政社の尙ほ東海道を

政黨の意見の通徹を目的と爲さる可からず

故に亦團結を要す

政黨に政治を設くることあり

旅行するか爲めに集合せる講社の如し、伊勢講の目的たる伊勢神社に  
 参議するにあり即ち伊勢に到らんか爲めに集合せる者なり、其道を東  
 海道に取り又ハ海路四日市に取るも共に伊勢講たるに背かず、之れに  
 反シ東海道を旅行する爲め集合せる講社の必らず東海道を經過せさ  
 るを得ざるなり、之れと同じく政黨の目的たる政治上の意見を達せん  
 が爲めに結合する者なれば苟くも其目的を達すれば可なり、之れを達  
 せんが爲めに政治の事項を談論するを必要とせば、之れを談論すべし  
 若し不必要とするとき、之れを談論せざるべし、共に政黨たるに背か  
 ざるなり、政社の之れと異にして政治の事項を講談論議するを目的と  
 する者なれば、必ずしも之れを爲さざる可らざるなり、讀者の之れも  
 由りて政黨政社の區別を明かす、政黨にして政社に類する所業を爲  
 すも以て政黨の本質を害せざることを諒す可き也。

今以上説明する所に由り政黨たるに必要な資格を條列すれば左の  
 如し、

政黨たる  
 に必要な  
 資格

- (第一) 政黨有する所の主義の政治上のものたるべし、
- (第二) 政黨員の大同の主義を有せざる可らず、
- (第三) 政黨員の互に相結合するを要す、
- (第四) 政黨員の主義を達するを目的とせざる可らず、

政黨の本義の既ニ論述したれば今や翻つて萬國に行ゆる、各種の黨  
 派を觀察すべし、意ふに萬國に樹立して冠むるに政黨の名稱を以てす  
 る者甚だ鮮からずと雖も之を大別すれば凡そ六種と爲すを得べし、

政黨の種  
 類

- (第一) 一時一事の黨派
- (第二) 地方種族の黨派
- (第三) 政体上の黨派

各種の政  
黨を論ず  
其一、一  
時一事の  
黨派とい  
何そや

主義の狭  
隘と存立  
の暫且な  
るを問  
ふを要せ  
ず

(第四) 中立黨の派第

(第五) 社會上の黨派

(第六) 施政上の黨派

(第一) 一時一事の黨派とい如何なる黨派なる乎曰く或ハ一時の冀望を達せんか爲め或ハ一部政治の改良を謀るか爲めに起る者にして彼の憲法黨の如きハ此種類に属する者なり即ち其目的たる新に憲法を制定せんとするか若くハ既存の憲法を變更改正せんとするか爲め又團結する者なり故に憲法制定の目的を達するか若くハ其變更改正を終る時の直ちに解散せざる可らざる者なり斯る政黨ハ其主義とする所狹隘に其存立一時暫且に止まると雖も又政治上の意見を同ムハ團結して之れを達せんとする者なれば呼んで政黨となすを得べし主義狹隘なると存立の暫且なるとハ學問上より觀察すれば必らずしも

其二、地  
方黨種族  
黨とい何  
そや

一地方一  
種族の利  
害得失の  
政治に關  
係す

其三、政  
體黨とい  
何そや

政黨たるに問ふべき資格にあらざるなり。

(第二) 地方黨種族黨とい如何なる黨派なる乎曰く一地方の得失に關し若くハ一種族の利害に關して團結する者これなり蓋し一地方一種族の利害得失の必らずしも政治に關聯あらずと雖も地方種族權を政治上に擴張せんとするか如きの場合に於てハ固より政治に關係あり而して其意見ハ一地方若くハ一種族の利害に關するのみなれば其區域甚だ狹隘なりと雖も主義の廣狹ハ政黨たるに必らずしも問ふべき資格にあらざること既に辨したれば是れ又た呼んで一種の政黨と云ふてなり。

(第三) 政體上の黨派とい如何なる黨派なる乎曰く政體の異同を争ひ主權者の系統を變更せんと計るか如き黨派是れなり即ち彼の君主政體の下に在りて之れを變して共和政體となさんとするもの若くハ共

單に主權  
者の系統  
の變せん  
と計るも  
のあり

和政体の下に在りて君主政体の設立を冀圖するもの等皆な共に政体  
黨なり、而して此の種の黨派の政黨たること固より論を待たず、然るに  
同一の政体にて主權者の系統のみを變せん、と計る者あり、即ち彼の佛  
國に於ける母ルボン黨、於ルリヤン黨、暮ナバルト黨の如き舊王家の再  
興を欲して相黨與する者皆これなり、此種の黨派、或は帝王一身の利  
を計るに過ぎざる者多し、と雖も王室の更迭により多少政体に變更を  
生ずるを免れざるか故に是れ又一種の政体黨と目して政黨論に討究  
するを要す、

其四、中  
立黨とい  
何そや

(第四) 中立の黨派とい何ぞや、曰く豫トめ一定の主義を持せず、各政黨  
の間に介立して隨時意見を定め之れを徹底せんとする者なり、而して  
其主義の常に定まる者なきか爲め或は之れを政黨にあらずと云ふ者  
あり、と雖も學問上より解するときは何時にもせよ其主義を定めたる

其五、社  
會黨とい  
何そや

時を以て政黨樹立の時と見做すことを得るか故に、設令ひ其存立一時  
暫具るも苟くも政黨に必須なる四個の資格を具ふるときは呼むで  
政黨となりて可なり、

(第五) 社會上の黨派とい如何なる黨派なる乎、曰く社會全體の組織を  
變更せんと計るの團結を之れ云ふなり、即ち彼の社會黨(ソシアリスト)  
の如き、共產黨(コムニニスト)の如き、虛無黨のニヒリスの如き、皆  
な此種の黨派に属するものにして其目的とする所、或は財産私有の制  
度を廢して之れを與衆の公用に供せんとする者あり、治者、被治者の關  
係を滅して萬衆の位地を同等ならしんとする者あり、其目的とする所  
固より一にして足らずと雖も要するに現今の社會組織を一變せんと  
計るや、即ち一なり、此種の黨派、把る所の主義あり、團結又極めて鞏、  
之れを以て一種の政黨なり、と云ふを得る乎、蓋し政黨の已に解説す

社會黨の  
純粹なる  
政黨と爲  
す能はす

其大施政  
黨とい何  
そや

各種政黨  
の利害を  
辨す

官

るか如く政治上に意見を同ふするもの、集合体なり、社會上の黨派の、  
只たに政治上のみならず社會全體の事に關して團結する者なれば之  
れを目して純粹の政黨と爲す能はざるなり、

(第六) 施政上の黨派とい如何なる黨派なる乎曰く政治の方嚮に就て  
得失を争ふの黨派なり此種の黨派に敢て政体の得失を争ふにあらす  
其戴く所の政体と異議あらざるも政治を施行するの順序利害等に就  
て或の内治を先きとすべしと云ひ或の外交を先きとすべしと云ひ其意  
見を同ふする所に由りて相團結し互に之れを達せんとする者なり夫  
の英國の改進黨保守黨の如きは皆な此種の黨派に属する者にして素  
より純粹の政黨と云ふて可なり、  
以上述る所を以てすれば社會に存在する六種の黨派中社會上の黨派  
を除くの外は皆な政黨たるべき資格を有することを知るべし然れど

第一種に  
屬する政  
黨の利害

此種の政  
黨の効能  
少なり

第二種に  
屬する政  
黨の利害

此種の政  
黨の天下  
の利益に  
反する者  
也

實例

も政黨たるべき資格を有する者と雖も利あるものあり害あるものあり  
り今こゝに其得失を窮むるを要す第一、一時一事の黨派に關する利害  
の如何此種の黨派に敢て弊害あるものにあらす又た多少の弊害なき  
にあらすと雖も概して論すれば其存立暫且なるが故に利益を永遠に  
期する能はず又た其計る所の事の部局に止まるが故に利する所の範  
圍も又た狭し要するに效能少なきの政黨と云はざる可らず第二、地方  
黨種族黨の得失の如何抑々一國の政治の偏へに一地方の便を計る者  
にあらす又た偏へに一種族の利を計る者にあらす一國全土に普及し  
滿天下の輿衆に亘通するの利益を計る者なり果して然る時の地方  
黨種族黨の天下の大利害に反する者たらすんばあらす何んとなれば  
一地方一種族を揚げんとすれば勢ひ他の地方若くは種族の利益を  
へさるを得さればなり請ふ試みよ之れを歴史に徴せよ夫の佛蘭西の



有害の黨

第三種に属する政黨の利害

政體の變更も亦政治改良の手段

政體黨の多かり所以

革命の慘狀を極めたるの貴族と平民とか一國の利害を後にし各々種族を偏して互に相軋轢したるの結果にあらずや、夫の米國の南北戦争の幾んど國基を危からしめたるの地方の利害を争ふに原因したる者にあらずや、其有害の黨派なること辨を待たざるなり、**第三政體黨の利害の如何抑々政體の如何の政治の善惡に關繫する者なり、例へば寡人政體に於ける政治の多數政體に於ける政治に劣るべきの性質上免かれざる所なり、故に政治の改良を計らんには政體の變更を計るも又一手段なり、政體黨一概に利なしと云ふ可らず、然れども萬國の實驗に徴するに其利をして害に超出するの成跡あらしめたるの蓋し幾んど稀れなり、其然る所以の何ぞや、凡そ權を好むの人生の常情にして一旦主權者の位地を占むる者の之れを失はざるを勉めざるのなり、而して設令愛國の精神より出て、之れを變更せんことを計る者と雖も其**

第四種に属する政黨の利害

實權を占むるに於ては之れを失はざらんとするの私情を挿まざる者又幾んど稀なり、於是乎位地の變換の圓滑なる能はず終に干戈を訴ふるの已むを得ざるに至る而して戰決して政體變更すると爲すも先きに主權者の位地を占めたる者今や民間に在りて靜すを可きに非ず、必らずや黨與を集合して之れを回復を計るべし、而して回復の手段の如何既に干戈を以て位地を失ひたる者なれば更らば干戈を以て之れを回復を計るべし、如斯して互に位地に争ふとき、鮮血杵を漂はすの慘劇の將た何れの日を以て止まんや、苟くも佛國の歴史に通ずるもの、吾人か仔細に弊害を擧ぐるを待たざるべし、**第四中立黨の利害の如何、蓋し中立黨の豫じめ意見を定めず各黨の間に介立し其意見勢力を觀望し或の右に同一左に和する者なり、既に意見の定まる者なし、故に政治上益する所少なきの論なり、と雖も其嚮背に由り或の甲黨も重き**

正義を旨  
とすれ  
此黨も亦  
効用なき  
に非す

中立黨の  
政治上の  
徳義を腐  
敗するの  
弊あり

第五社會  
黨の利害

を添へ、或は乙黨に勝を與ふることあるか故に苟くも正義を旨とすれば又た効用なきにあらざると雖も其嚮背に由り各政黨の勝敗を決す位地に立つが故に勝を制せんとするの黨派の勢ひ之れか附和を求めざる可らず、於是乎賂賄情實の關係起らざらんとするも得可らず、政治上の徳義を腐敗せざらんとするを得んや、而して各國に成立する中立黨を見るに一も此の弊を免れたる者を看す、蓋し其性質實は之れを然らしむる者と云ふべし、第五社會上の黨派に關する利害の哲學の範圍に入るにあらざらん、詳かに窮むること能はざるなり、蓋し私有財産の制度を廢するを可とするや否や、治者被治者の關係を滅するを好しとするや否や等の問題の皆な哲學の蘊奥を探るゝあらざれば決する能はざるものなればなり、然れども現今の政治社會の素と其の根據を財産私有の制度に置き、私有財産の制度の保護に托し、由りて以て入

此黨の利  
害得失の  
一上上の  
問題に属

第六施政  
黨の利害

最も効益  
多くして  
最も弊害  
少なきの  
施政黨な

民寧處し、由りて以て社會の治安を保持するものなれば、此般の得失の之れを今日に講ずるも益あるを見ず、否な哲學の講究に於て、緊要なる問題なるべしと雖も、政府を必要とする政治學に、其の利害を討究するの違わらざるなり、第六施政上の黨派の最も弊なきにして、効益最も多き政黨なり、此種の黨派の夫の政體上の黨派の如く、政體の變換を謀る者にあらざり、又た主權者の系統を争ふ者にあらざり、唯た現存の政體の下に在りて、施政の得失を争ふ、過ぎず、蓋し齊しく同一の政體を奉ずる者と雖も、治の方嚮に就て、人々の望む所決して同一なるべきにあらざり、或は右せんとするものあるべく、左せんとするものあるべく、或は進まんとする者あるべく、退かんとするものあるべし、其據りて黨する所のもの、單に政治の方嚮に在るが故に、如何計り、激烈なる争を爲すと雖も、争の目的の人にあらざり、して無形なる道理にあるを以て

施政黨の優る所以

政體黨の利を説く者之誤を正す

施政黨の

爲めに人を害することなく、人を害することなければ、又以て人の怨を招き憤を來すことあらず、黨人の心公明正大磊々落落たるものあるへきなり、之れに反し、夫の政體黨の争ふや無形の主義を争ふよあらず、有形なる主權者の品資を争ひ、政治の擧らざるの卿の不才なるに由る、と人身上の誹議を爲すのみならず、又其の位地をも去らしめんとするにあれば、勢ひ互に私心を挾むて忌みしき紛争を生じ、遂に干戈を訴ふるの止むを得ざるに至るなり、施政黨の政體黨に優ること明らかなり、と云ふべし、然れども以上の唯た施政黨か政體黨よ比すれば穩當なりと云ふに過ぎず、其の政治上と與ふる效益の比較に至りては、更に論する所なくばあらず、人或は政治の善惡の政體の如何に由ると、なす一概に政體黨の利を説く者多し、素より政治の善惡の政體の如何に關係なしと云ふ可らず、然りと雖も既に政體論に述べたる如く佳

六種施政黨中最良の黨派なり

佳稱ある政體必ずしも善良なる政治を生せず

稱あるの政體必ずしも善良なる政治を生せず、佳稱あらざるの政體と雖も施政宜しきを得るときは却て佳稱あるに優ること萬々なることあり、去れば夫の世人の厭惡する君主獨裁の下と雖も施政善なりと云ふべし、之れを厭惡するを要せず、自由平等を主義とする政黨と雖も其施政宜しきを得るときは又た之れを讚賞するに足らず、一概に政體を變更するに汲々として施政の改良を後にするか如きは、感へるの甚しきものと云ふ可し、況んや政體を變更するに常に危険の伴なふものあるをや、施政黨の即ち政體の佳稱に眩惑せず、専ら實を力むる者なれば、唯たに穩當なる手段を以て政治の改良を爲すを得るのみならず、政體黨に比すれば實際改良の成績を擧ぐると大なり、故に吾人の六種の黨派中此の種の黨派を以て最も善美なる政黨と爲さんとするなり、宇内に存立する六種の政黨中最も善良なる者の施政黨なるを明かな

施政黨の  
立憲政體  
の機關と  
して必要  
なり

其必要なる  
所以

施政黨の  
組織なき  
時多數の  
政治の實  
能を擧ぐる  
能はず

り、而して立憲政體即ち多數異質政黨の機關として必要なる者も又た  
此政黨の外ならず、彼の政體黨の如き、い決して必用あるを見ざるなり、  
蓋し多數異質政體の政體論に講述せる如く、諸政體の中に就て理論上  
最も善美なるものなり、既に至善至美の政體なる以上の其施政の得失  
を争ふの黨派は必用なるべしと雖も、政體變換を目的とするの黨派の  
之れを用ゆるの餘地あるなし、且つ、夫れ多數政體の國人多數の意思を  
貫徹せしむるを目的とするものなるか、故に之れを貫徹せしむるに於  
て、必らずしも施政黨なきを得ざるなり、否、施政黨の成立なくんば多  
數政體の決して其の目的を達する能はざるなり、蓋し代議士たる者の  
各撰擧區幾千萬の人民中より撰擧せられ、以て幾億萬人民の意思を代  
表する者なるを以て、代議士の全体之を全國民の代理人と見做し、其  
意思を以て全國民の意思を代表するものとなさざるを得ず、故に議院

多數を代  
表せしむ  
るの撰擧  
を爲すに  
い邊ア  
氏の考案  
を實施せ  
ざる可ら  
ず、代議士  
を以て議  
院に多數  
を代表せ  
しめんと  
すれば、政  
治の制に  
據らざる  
可らず

の議決にして過半數は出づることなき時、其の結果を全國民中少數の  
意思を達せしむるを得へきも、多數の意思を全然無効ならしむるに至  
らん、故に既に前章に述たる如く、代議士を撰擧するに、少數を包含す  
る眞の多數を代表せしむるの法に由らずんば、即ち邊ア氏の  
考案を採用せざる可らざるなり、氏の考案を用ゆるとき、い洵と多數  
代表の撰擧を爲すを得べし、然れども國會に過半數の議決を得るの道  
なく、議論四分五裂して、遂に議事を少數に由りて決す、か如きに於て  
い多數代表の法に由りて、議員を撰擧するは、幾んど徒勞ならんのみ、終  
始多數政治の大目的を貫かんとすれば、議院に於ても、又た多數代表の法  
なかる可らざるなり、而して議院に於て多數代表の法を求むるに、如  
何せば、即ち可なる他にあらず、施政黨を組織し、之れに頼りて達するお  
るのみ、讀者試みに政黨なきの議院を見るべし、果して多數を代表する

299

第百七章 政黨論 二百九十八

政黨の組織なる議院に於て少數の代表を得る能はず

第一例

300

無政黨議院に於て多數決の弊

の議決を得べき乎、議院の代議士其數多きハ五六百、少なきも一百に下らざるべし、此の數百の代議士各自獨立の意見を主張して動かすんば終ゝ全議員に比すれば極めて少數の議員勝を制するに至らん、例へん今爰に二百人を以て組織せる議院ありと一議案に就き各議員の意見の問るゝこと左の如くなりとせよ

- 甲説 六十名
- 第) 乙説 五十名
- 一 丙説 四十名
- (表 丁説 三十名
- 戊説 二十名

如此にして決を取らば勝ハ甲説を唱ふる六十名に歸し餘百四十名の全敗に歸せざるを得ざるべし、而して勝を制せる六十名の全議員の三

第十七章

政黨論

分一にたも足らざる少數にあらざるや斯る少數の意見を以て議事を決  
 一尙ほ且つ多數政治の實を全ふしたる者と云ふを得べき乎顧ふに少  
 一く代議の原理を知る者の決して然りと云はざるべし然れとも以上  
 例する所の尙ほ弊の少なるものなり今請ふ之れより一層甚だしきも  
 のを擧げん議院の規則により或は議員過半数の賛成を得るの意見に  
 あらずんば採用せずと定むる者あり如斯き場合に於ては其結果前例  
 と異なり例への二百人の議員意見を異にして左の如く岐れたりとせ  
 よ、

(表 二 第)

甲説	九十名
乙説	八十名
丙説	二十名
丁説	十名

第二例

激井

今斯る場合に於てハ甲説ハ幾んど半數に近き多數を制したる者なりと雖も尙ほ過半數に至らざるを以て其の意見を立る能はず乙丙丁も亦た固より其意見を立るを得ず議案ハ遂に消滅に歸するの外ある可らざるなり抑々議案ハ半數に近き賛成を得たるを以て見れハ議案の趣旨全く非なるにあらざること明かなり唯た之れを賛成するもの全議員の過半數に充たざるが爲め終に之れを廢案に歸せすんばならず蓋し議事の規則宜しきを得ざるに是れ由ると雖も抑々亦た完全なる施政黨の組織なきに是れ由らすんばあらざるなり

今施政黨ハ此般の不便を避くるの作用を述べんとするに先ち聊か辨せざる可らざるものあり即ち本章の首端に政黨の資格を論して大同の主義を有せざる可らずとなりたることは是れなり蓋し人心の同からざる其の面の如きものあり故に人の政治上に抱く所の意見の如

政黨員の  
大同の主  
義を抱持  
する所以  
の足

施政黨の  
如きも施  
治の細科  
目まで同  
意見なる  
を要せず

英國施政  
黨の主義  
大別すれ  
ハ進守の  
二者と過  
きす

き徹頭徹尾同一なるを得る者

る者を求めハ天下廣しと雖も恐らく一人の黨與たも得る能はざるべし去れば實際に於て政黨ハ意見の小異を捨て大同に由りて相團結するの外なきなり即ち施政黨の如きも決して施治の細科目まで意見を同一ふするを要せず只た其の大眼目を同ふすれば即ち可なり且つ政黨ハ實際に其意見を通徹せんとするにあれば多衆の力を併せて當らざれば其目的を達する能はず而して多衆の力を併せんとすれば由りて黨する所の主義素より廣濶ならずんばある可らざるなり請ふ試みに英國の施政黨を看よ其の黨員ハ必らずしも施治の小科目まで意見を同一するを要せざることを諒すべし英國の施政黨ハ一に主として足らずと雖も其の把持する所の意見によりて大別せし只た進むを主義とする者と守るを主義とする者との二者に過きすと云ふて可なり

進守の緩急は由り回種の黨派を生ず

守舊黨

急進黨

保守黨

改進黨

各種各々の主義を以て

り、但、だ、進、む、に、急、な、る、あ、り、緩、な、る、あ、り、守、る、に、急、な、る、あ、り、緩、な、る、あ、り、其、の、緩、急、の、程、度、に、由、り、四、種、の、政、黨、を、生、ず、即、ち、第、一、種、急、進、黨、第、二、種、守、舊、黨、第、三、種、改、進、黨、第、四、種、保、守、黨、是、れ、な、り、守、舊、と、い、守、る、に、極、端、に、し、て、頑、然、舊、例、を、固、守、す、る、も、の、な、り、急、進、と、い、進、む、に、極、端、に、し、て、進、取、に、銳、意、し、他、を、顧、み、る、に、違、あ、ら、さ、る、も、の、な、り、保、守、と、い、敢、て、進、ま、さ、る、に、あ、ら、ず、と、雖、も、進、歩、の、中、に、も、秩、序、を、保、つ、を、以、て、第、一、義、と、い、改、進、と、い、敢、て、守、ら、さ、る、に、非、ず、と、雖、も、只、管、現、狀、を、改、良、す、る、を、以、て、第、一、義、と、爲、す、も、の、な、り、英、國、施、政、黨、の、大、主、義、の、夫、れ、如、斯、尤、も、此、等、の、政、黨、の、敢、て、此、の、大、區、別、の、を、以、て、争、ふ、に、非、ず、守、舊、に、い、守、舊、に、基、く、施、政、の、主、義、あ、り、急、進、に、い、急、進、に、本、つ、く、施、政、の、主、義、あ、り、保、守、改、進、夫、れ、に、施、政、主、義、あ、り、設、令、ひ、改、進、黨、は、分、權、を、主、義、と、い、保、守、黨、の、集、權、を、主、義、と、す、る、か、如、き、改、進、黨、の、通、商、を、主、と、い、保、守、黨、の、外、交、を、主、と、す、る、如、き、改、進、黨、の、興、産、の、干、渉、を、避、く、る

米國政黨の主義

米國にのみ單に改進主義のみ行はる

保護貿易を以て主義を分つ

を勉め保守黨の之れを繁らしむるを勉むるか如き是れなり然れども此等の小節目の由りて以て黨する所の大眼目にあらず進守の緩急の實に各施政黨を區別するの標準なりと云ふべし由之見之の施政の主を義の必らずしも細目まで同一なるを要せず其の大眼目のみ同一なれば即ち可なること明かならん又國に由りては英國の如く斯く四種の主義行はれず或は保守主義のみ行はるることあり或は改進主義のみ行はるることあり即ち夫の米國の如きは改進主義のみ行はる國なり斯る場合に於ては稍々主義を狹隘にし齊しく改進主義を取る者の内にも保護貿易を主義するあり自由貿易を主義とするあり以て相黨すと雖も此の場合に於けるも必らずしも黨員の瑣末の點まで同一の意思を有せざる可らざるにあらず只だ自由貿易を主義とする者の自由貿易を背馳せざる意見を有すれば可なり保護貿易を主義と



大同主義  
に由りて  
多を團  
結するが  
故に政黨  
の意見を  
貫くを得  
る又多數  
政治の實  
を擧ぐる  
を得

する者も又た之れに矛盾せざる意見を有すれば不可なきなり要する  
に大主義を同一うすれば敢て政黨たるに背かずと云ふて可なり然り  
而して人誰れか政治上の意見を有せざらん其の意見瑣細の點の萬人  
同一なるを得可らずと雖も大体の意見に就て分たば改進にあらざば  
保守たるべし急進にあらざる守舊たるべし英國領土の廣るき政治の  
意見を抱く者無慮百千萬人を以て數ふべしと雖も其意見の大体に  
就て之れを區別すれば必らず以上四主義の外も出てさるべし斯る大  
主義に由りて團結するか故に實際意見を貫ぬくことを得又た多數政  
治の實を完ふすることを得るなり  
施政黨有すべき主義の性質既に明らかなるを得たれば今や前段に立  
戻り施政黨が國會に於て能く議事を整理し能く多數の意見を貫ぬく  
の作用を述べべし例へば今二三の施政黨議院に成立し議員の概むね

由りて過  
半數の議  
決を得る  
所以

議論多岐  
に渉るも  
終に枉げ  
て大同に  
歸すべし

皆な政黨員なりとせよ議事上果して如何なる状態を呈すべや既に云  
ふ如く政黨の大主義に由りて結合するものなれば各々大同の意見も  
就て互に相岐るべし故に政黨なきの場合に於ける如く初めより議論  
多岐に分かるゝことあるなり好し瑣末の點に就て各議員意見を異に  
し一時の四分五裂の有機を呈するとも決を取るの場合も至らば政黨  
の能く此の紛説を収めて一二の論派に歸することを得べし何んとな  
れば議員は各々主張する所を貫ぬかんと欲するの萬々なるも論派多  
岐なる時の議決の際或は全敗に歸するの恐あるか故に寧ろ自説を毫  
も枉げずして全敗を取らんより多少枉ぐる所あるも自説の全廢を  
避るを得策とし各議員皆な自説に最も近き大主義に由りて同意を表  
し可成多數を議場に得んことを勉む可けれなり例へば今貿易の問  
題に就て議事を開き各議員意見を異にすること前段第一表も擧げた

例を設けて詳説す

る如くなりとせん、然るに甲乙は齊しく自由貿易を主義とするも稍々  
 緩急の別あり、丁戊は齊しく保護貿易を主義とするも課税上に意見を  
 異にし、丙は別に貿易上の主義を有せず自由保護兩主義を折衷したる  
 の意見を抱きたりとせば如何斯る場合に於て若し決を採るに至らば  
 甲乙と合するに至るべく、丁戊に同すべく、丙は其の好む所に隨て  
 或は甲下に與みし、或は丁戊に與みすべし、素より此等の作用の機に臨  
 むて同からずと雖も其紛論を一収して終に過半数の議決を得べきに  
 必せり、議院に政黨成り立たざる場合と比較すれば大に相違あること  
 を見るべし

或人の説を駁す

然れとも人或は云はんか議院に政黨なき場合と雖も苟くも自家の説  
 を全廢に歸せざらんことを欲せば必らず他と相和すべし何んぞ必ら  
 ずしも政黨の組織を待たんやと是れ政黨の原理を明らかざる者の言  
 のみ、夫れ政黨成立せざる以上の己れの和すべき標的たる大主義の無  
 きと論を待たざる事にして既又大主義なき以上の何を標的としてか  
 他と和同せんや、好し只た類似の意見に和同することあるも銘々の心  
 次第にて甚た僅々たるべく決して政黨が熱意自黨の主義を通徹せん  
 か爲め小異に拘々せざるか如くなる可らざるなり、然るに又た一種の  
 駁説を下すものあらん歟、凡そ政治家を以て自ら任する者の必らずや  
 一定不拔の意見なかる可らず又た一たび之を唱ひたる以上の銳意熱  
 心之れを通徹せんことを勉む可し他人の爲めは自己の意思を屈し調  
 和同意するが如きは政治家の本色口ならずと嗚呼是れ自説の重んず  
 べきを知りて之れを徹底するの手段を知らざる者の言のみ、夫れ人誰  
 れか自説を重んぜらん、既に之れを重んず誰れか亦た容易に之れを枉げ  
 て他と同意調和することを欲せんや、唯た枉げざる可らざるの時あり

更らに或人の説を駁す

調和枉讓  
の代議士  
の美德な

變説と枉  
説の區別  
を論ず

大同に由  
り政治を  
論決する  
の施政黨  
か代議の  
實を擧ぐ  
るに欠く  
可らざる  
所以なる  
政府黨の  
必用なる  
所以なる

讓らざる可らざるの機あり、若し夫れ大同の意見に就て枉讓せずんば、自説の終に全廢に歸するのみならず、或の多數の非とする極少の意見に決せんとするの時に臨み、尙ほ飽くまで自説に執拗せば、自ら不利を蒙むるの結果あらん、而して自ら不利を蒙むるの尙ほ可なりと雖も、終に公衆の不幸を招くを奈何せん、抑々代議士たる者、多衆の休戚を負擔するの重責ある者なれば、可成多衆の望を達するの措置なかる可らず、即ち衆智識を合同して事に當らざる可らざるなり、徒らに自家の見識に拘泥して、多衆の利害を後に置くか如き、豈に代議士の本分ならんや、意ふに駁者の枉説を非なりとするにあらざる、蓋し變説を非なりとするならん、歟、枉説と變説といふ素より截然たる區別あり、混同す可らず、夫れ人の説を二三にして變化極まりなき者、世間之れを、二枚舌を遣ふと云ひ、古來人の擯斥する所なり、然れども枉説の之れと同からざる

なり、試みに思へ自家の説を衆異説の間に達せんとするに徹頭徹尾其の意嚮を満足することを得べきや、自他毫も枉くる所なくんば、各自の意想の遂に全滅に歸するの外なし、去れば説を枉くるの自説の全廢を濟ふなり、何ぞ説を變すると同トからんや、古語に曰く「吾道一以貫之」と是れ頑然自説を守りて毫も枉くる所なきの謂ふならず、道を行ふに右往左行常なきも終始一定不動の大主義ありて之れに戻らざるを謂ふなり、是れ即ち調和枉讓其主義を徹底すと云ふに齊しく、施政黨か大同の意見に由り政治を論決するの即ち代議の實を擧ぐるに缺くべからざる所以なり、施政黨か多數政体に必要なるの職として以上の作用に由ると雖も、特り之れのみによるにあらず、今先づ施政黨か政府に必用なる所以より論せん、抑々如何なる政府と雖も其權力至大至強ならずんば、以て政を

多數政体の  
の政府を以て  
其の力を強  
大にするに  
強きや

多數を根  
據として  
權力の強  
大を計ら  
ざるべか  
らす

施す能はず政權の強大に決して自由の讎敵にあらず其の微弱なるの  
寧ろ自由の讎敵なること既に主權論に之れを開陳せり然り而して多  
數政黨の政府の何を以て其の權力を強大にすることを得る乎武力以  
て自ら護するの蓋し其の一法なるべしと雖も漫りに之れを此れ頼ま  
ば終に武斷政治の弊に陥らん多數政体の喜と多數に由りて立つの政  
府なれば亦た多數を根據として其の權力を強大にせざる可らず是れ  
多數政体の下は政府の主義に同意を表し始終之れを授くる政府黨の  
必用なる所以にして既に論じたる如く天下幾多の人々千殊萬別の意  
見を有すと雖も施政上抱く所の大同の意見に決して斯く區々なる者  
にあらず必らず大主義に於て政府と意見を同ふする者幾百千萬の多  
衆あるべし此等の常に政府の主義を賛成し以つて他の黨派に當る者  
なるか故に政府の之れを城池にして斷然其信する所を實行するを得

或る人を  
説を駁す

徒らに行  
政權を制  
限するの  
憲法の本  
旨に非ず

べし然るに人或は曰く凡そ國に憲法を設くるは行政權の強大を恐れ  
てなり然るに今政府を助くるの政黨ありて之れに充分の權力を假さ  
ば豈に憲法を設けて行政權を制限するの旨に背馳せざらんやと蓋し  
議論の甚しき者と云はざるを得ず抑々憲法を設くるは行政部の動も  
すれば立法司法二部を侵すの恐あるを以て之れを牽制するの爲に過  
さず(立法行政司法の關係の下卷に詳かなり)今若し行政部に應分の權  
力だも與ふるとなくんば偶々他二部の權力を過大にし爲に政權の權  
衡を失し内紀綱を張る能はず外國權を擴むる能はず一朝變亂の起る  
に際せば又た奈何ともする能はざるに至るべし徒らに行政權を制限  
するは豈に憲法の本旨ならんや夫の壓抑專制毫も權力を箝制するも  
のあらざる政府に在りては之れを殺くこと寧ろ過度なるも或は可な  
らん立憲政体の政府に在りては既に充分に之れを制限するの憲法あ

非政府黨の必用なる所以

非政府黨の腐敗を防ぐに必要なり

り然るに尙ほ之れが城池たるべき政府黨なくんば將た何に頼りてか其職を盡さんや

政府の權力強大ならざる可らざるが爲め政府黨を要せば又之と對峙する非政府黨即ち政府の施政に反對するの黨派無る可らず語に曰く「權は能く人を腐敗すと凡そ永く權勢威力を掌握して能く其弊害を免る者古來未だ曾て有らざるなり去れば政府の舉動を絶へず監察刺撃して其の弊を防ぐに實に人民の自主を保全するに欠く可らざる」  
「施措なりと云ふべし是れ非政府黨の必用なる所以にして立憲政體の弊害少きハ必竟如斯き機關の具はりあるが故なり試みに看よ夫の君主獨裁若くハ武斷專治の行はるる所に在りてハ少く政府の施措に反對する者ハ之れを大不敬の罪と！或ハ之れを遠謫！或ハ之れを死刑に處するを常とす如此の國體に在りて嘗て人民自主の保全を得た

非政府黨の常施措を其の越權を以て憲法を遵守せしむるの効あり  
善長政府に對し尙ほ非政府黨の必要あり

ることありや唯たに君主獨裁武斷專治の國體に限らず夫の代議の政體に於てすると雖も政府反對政黨の成立を厭惡するの所に於てハ其治下に立つの民人曾て自主を完ふしたる例なきにあらざるや政府の腐敗を防ぐに非政府黨素より必要なり而して政府細心自ら戒め敢て暴虐の政治を施すハ意あらざるも尙ほ此の政黨を必要とす蓋し過を見るハ局外者が最も敏なりとする所なるを以てなり夫れ政府ハ如何に自ら戒め自ら制するも政を行ふに當り不知不識權を越へ憲法に背戻するの所業あるを免れず而して始終之れを監察し政府に憲法背戻の所爲なからしめんハ局外の非政府黨なかる可らざるなり嗚呼立憲政體の下に在りてハ政府の位地に居ると雖も尙ほ多數の勢力を藉るにあらざるハ充分ハ其欲する所を行なふ能はず況んや腰に寸鐵の備なく三寸の舌一枝の筆を以て政府を刺撃せんとする者に於てハ多

政黨政治の行なはれずんば其の効用は甚だ薄し

三百十六  
數の相團結するにあらざりて如何んぞ能く當るを得んや是れ反對政黨の必要なる所以なり

施政黨の立憲政体に必用なる所以の大概上文の如し然れども苟くも政黨政治に行はれざる以上の政黨の未だ以て充分に其の効用を顯はす能ざるなり蓋し政黨政治の行政部の局は當るもの常に一主義に由りて聯結し其の主義と共に進退するの謂ふして政府黨若し非政府黨と相闘ひ政府黨の意見輿論の多數に背く時退て位地を非政府黨に與ふるの制度なり即ち政黨をして只たに多數の意見を代表せしむるに止まらず進むて多數の意見を實行せしむるの制度なり今夫れ政黨ありと雖も政黨政治にて行はるることなくんば議院に於て多數を占めたる議決と雖も之れを行政部に出す時の採用を必ず可らず政府の施政を非難すると雖も又た僅かに忠告に止まるべし僅かに

英國の政黨政治を略説す英國の政黨政治の大原則は君主の責任法

ハ政黨政治行はれざる以上の政黨成り立つと雖も其効用の幾んどこれ無るべし又た多數政体の其名のみよして其實は多數の意見を貫徹する者と云ふ可らざるなり今進むて政黨政治の効用を述ふるに當り先づ英國政治の大略を左に掲げ讀者をして其を要を諒せしむべし英國の政黨政治の蓋し左の二大原則に本づくなり

(第一) 君主の國會議員多數の信用を得たる者を舉げて執政大臣となし國會の信用を失はざる間のみ之れに政務を委託すその義務あり

(第二) 執政大臣は其政略を國會に明示し其裁斷を請ひ其の監察を受けざる可らず若し政略の大体に就き國會と意見を異にする時の速かに其職を辭すべきの義務あり

宰相責任

更り、是者、勢、之、を、な、數

第一原則の說明

往昔の大  
臣彈劾  
賦金拒絶  
の二法な  
り  
此二法の  
未だ充分  
の効なき  
所以

今請ふ右の二原則に本つき政黨政治の活動する狀況を詳説すべし、  
第二 政府の専横を抑へんとすれば執政大臣をして多數人民に對し  
責任を負はしめざる可らず、是れ第一原則の由りて起る所以にして一  
千六百八十八年以前より英國國會が政府を掣肘するの具となせる  
ものを見るに纔かに大臣彈劾賦金拒絶の二法なりき然れども此二法  
未だ以て英國人民の權利を保全するに足らず蓋し國庫空乏にして政  
府財政に窘むるの時に當りて國會賦金を拒絶し以て政府を苦し  
むを得べしと雖も國庫餘裕ありて其常費を充たすに足る時にありて  
國會の供給を仰かざることも數年の久しきに亘るも政府の依然とし  
て其暴政を恣にするを得可ければなり且つ大臣彈劾の事の如きも其  
社會を茶毒したること既に判然たるの後に及びて之れを行ふを得べ  
し

君主が宰  
相を擧ぐ  
る及ひ宰  
相内閣を  
組織する  
法

政府の政略を説明し議員の賛成を求めしむるか二途の一を執るなく  
んば行政權を掣肘して君民同治の政体を維持する能はざるを悟れり、  
然れども尙ほ是れのみにて未だ以て美果を結はしむること難し、更  
らに一大原則の之れを補ふものなくんばあらず即ち大臣たるべき者  
の國會議員多數の賛成を得たる者ならざる可らざること是れなり、是  
れ今日の制あるに至りたる沿革にして此原則に本つき大臣を擧ぐる  
者即ち君主なり君主の國會に於て多數を占むる所の黨派中最も勢  
力ある二三議員を召して其中最も黨員の推す所たる一人を擧げて之  
れを宰相と爲し宰相は又自ら好む所の黨員を率て内閣を組織するな  
り而して此の宰相及び爾餘の内閣大臣が位地を保つ國會の信用を  
失はざる間のみ限るべし國會の信用を失ふたる時に即ち是れ多數

第十七章 政黨論

人民の信用を失ふたる時なれば宰相及び内閣諸大臣は其職を退かざるを得ず是れ英國の政黨政治か一に行政權を掣肘し一に多數政体の實を擧ぐる所以なり

第二原則の說明

内閣信用の有無を知る機會

(第二) 以上第一原則ハ君主の義務に就て政黨政治を説き第二原則ハ執政大臣の義務に就て説きたるものより其の歸着する所即ち一なり然れども今更らに第二原則を論じて第一原則説明の漏を補はん既に第一原則に述ふる如く内閣大臣ハ國會ニ信用を有する間のみ地位を保つを得る者なり然れども信用の有無を明知する機會なくんば第一原則實際に行へる可らず是れ執政大臣ハ其政略を國會に明示し其の裁斷を請ふ所以にして其の政略下院に納れられざるべき若くは内閣員より發したる議案否決せらるる時ハ内閣の信用失墜の徵候と

員より發したる議案否決せらるるも必しも辭職の原因たらず

内閣員の責任の連帶なりや各別なり

内閣員は連帶責任を有す

ずしも辭職せざるを得ずと雖も内閣員より發したる議案にして否決せらるる時ハ其の議案の種類を問はず必ず辭職の原因たりと云ふにわらず只た内閣の主義に基いて編製したる議案の國會に採用せられざる時即ち内閣の大主義にして議院多數の主義と反對する時に限るなり如何なる大事に關する議案と雖も苟くも大主義に關係なき以上ハ設令ハ幾回破毀せらるるも信用に關係なきものとす偕て内閣員辭職の際ハ其の全員辭職せざる可らざるが將た宰相獨り辭職して可なるか是れ内閣員責任の如何に由るなり然らば内閣員の別々に責任を有する者なるや將た連帶責任を有する者なるや曰く連帶の責任を有する者なり否な連帶責任を有せざる可らざるなり蓋し内閣にして政策を失するも一二の内閣員辭職するのみにて國會の督責を免るゝこ



政黨政治  
其他政黨  
政治の施  
政黨に與  
る便益

とを得る内閣を制限するの効力の甚だ薄からざるを得ざればなり故  
よ、一たび國會の信用を失する以上、内閣員相率て冠を掛けざるを得  
ず、然れども内閣の一、二員よして如何なる失策を爲すとも、全員必らず  
辭職せざるを得ざるに、あらず、内閣員の失策たる一省部内の事、關す  
るがごとき場合に於ては内閣全員の之れか責任を負ふに及ばず、唯た  
夫れ内閣全員殊に進んで其責に當らんと欲する時若くは失策の性質  
たる一省部内に關する時に於けるも政府政略の大体に關する時に於  
て全員之れと共に進退せんと欲する場合には、全員舉げて辭職せざる  
を得ざるなり、之れを英國政黨政治の大概なりとす、  
政黨政治の下に在りて施政黨が一面に多數政体の實を舉げ、一面に  
行政權を掌握すること如此、而して政黨政治の施政黨を以て此の

政黨を以  
て時勢に  
適切なる  
政治を施  
すを得せ  
しむ

第一流の  
政治家を  
擧げて廟  
堂の樞機  
に當らし  
むるを得  
べし

其二

治を施すを得べし、蓋し政黨の勝敗を決するの其の主義を賛成するも  
の、多寡如何に由ることにして、人心嚮背の如何の其の主義の時勢に  
適當すると否とに由る者なり、去れば甲黨の勝を制する、其の主義時  
勢も適當するを以てなり、乙黨の敗を取る、其主義時勢に適當せるを  
以てなり、而して政黨政治の行はる、邦土に在りては勝を制したる政  
黨の實際政府に入りて政權を把持することを得るか故に毎に時勢も  
適切なる政治を施すを得べきなり、(第二)政黨政治の制に據るときは國  
中、第一流の政治家を擧げて、廟堂の樞機に當らしむるを得べし、蓋し代  
議士なるもの既に前章に述たる撰擧法も由りて國中より撰拔せる  
秀才なるを以て代議院の即ち人材の淵藪たるべきの論を待たず、而し  
て代議院に列せる數百の人材中最も秀俊にして最も輿望に適へる人

其三

政府の更送を以て  
圓滑なら  
得べし  
得べし

送

の取りも直さず政黨の領袖にして黨派競争に勝を制したる上の實際  
 首相の位地を占むべき者なるを以てなり(第三政黨政治の制に據ると  
 きい政、度、の更送を以て圓滑ならしむるを得べし、蓋し多數政治の實を  
 擧げんとすれば行政部の民望の消長に應じて進退せざる可らずと雖  
 も其の進退更送圓滑ならざる時の無量の弊害を生じて國家多事に苦  
 しまんとす而して其の更迭を圓滑ならしむる機關の即ち政黨政治に  
 失ふことあるも決して永久之れを失ふにあらず我か主義にして多數  
 の賛成を占むるを得ば何時と雖も之れを回復するを得べし之れと同  
 一理により他の政黨内閣に位地を失ふも又永遠に之れを失ふにあ  
 らず其主義多數の賛成を得れば又我に代りて内閣に入るを得べし自  
 黨政治の効用も亦た大なりと謂ふ可し

其三

政府の重  
送をして  
圓滑なら  
得るを  
得べし

送

目録

三百十八

著堵用